

『契丹國志』作者葉隆禮考

大 竹 昌 巳

目次

- 1 はじめに
- 2 葉隆禮世系考
 - 2.1 處州松陽『卯峰廣遠葉氏宗譜』考
 - 2.1.1 族譜概要
 - 2.1.2 葉夢得世系考證
 - 2.1.3 葉著世系考證
 - 2.1.4 世系圖記載の年次について
 - 2.1.5 その他の世系の考證
 - 2.1.6 小括
 - 2.2 葉隆禮の先世および後裔
 - 2.2.1 世系概観
 - 2.2.2 葉伸
 - 2.2.3 葉時
 - 2.2.4 同輩および後裔
- 3 葉隆禮事蹟考
 - 3.1 葉隆禮關聯書畫資料
 - 3.1.1 顧愷之畫『列女仁智圖』
 - 3.1.2 李公麟畫『龍眠山莊圖』
 - 3.1.3 趙孟堅書『梅竹詩譜』
 - 3.1.4 褚遂良書『文皇哀册』
 - 3.2 葉隆禮の事蹟
 - 3.2.1 科擧登第
 - 3.2.2 流謫まで
 - 3.2.3 流謫以後
- 4 おわりに

1 はじめに

『契丹國志』は遼朝（契丹國）に關わる中原王朝側の記録を纂輯した歴史書であり、文獻資料の少ない遼代史を研究する上では極めて重要な價値を有する基礎史料である。ところが、その成立事情や編纂態度、延いてはその史料價値をめぐる問題は問題となるところが少なからず存在する。その最たるものは卷頭に附された「進書表」をめぐる問題で、その末尾には「淳熙七年三月 日 秘書丞 臣 葉隆禮 上表」との署銜があるものの、葉隆禮は淳祐7年（1247）の進士であり、かつ本文には13世紀に成立した文獻

も利用されているため、淳熙7年(1180)の進書は理に合わないこと、そして、そもそも本文が敕撰書としての體裁を満たしていないことから、この「進書表」は偽作だと考えられている¹⁾。一方で、「進書表」が偽作だとしても、本文の作者は葉隆禮だとする見解を堅持する立場(李錫厚1981)もあれば、本文も含めて葉隆禮とは無関係で、坊肆書賈による葉隆禮の名を騙った偽書だと論じる立場(劉浦江1992, 吉本2012)もあり、定論の形成には至っていない。

ただ、この述作の真偽を問う議論の過程で等閑に付されてきたのは、『契丹國志』の作者(とされる)葉隆禮そのものに対する理解の深化である。前者の立場を採るならば、作者の史的背景を探究することはその著作自體の理解にも有益であるに違いなく、後者の立場を採るにしても、なぜ無関係な葉隆禮の名が騙られているのかを説明する責任が伴うはずで、そのためには葉隆禮という人物の理解が不可欠である。そもそもどちらの立場を採るかが、葉隆禮の人物像に対する理解に左右される問題でもある。

こうした視点から、本稿は關聯文献を涉獵して葉隆禮の世系と事蹟を可能なかぎり明らかにしようとするものである。葉隆禮に関する研究は僅かしかないが、それは葉隆禮自身が(『契丹國志』の作者として以外に)名の知れた人物ではなく、文献からたどれる足跡が非常に限られているからでもある。早くは余嘉錫(1958: 266-269)に考證があり、基礎的な事項が明らかにされているが、近年では顧宏義(2017)が隆禮の子の墓誌を發見し、その他の文献記述とともに紹介して葉隆禮の世系と事蹟が判明しだした。しかし、そこで利用されていない史料もあり、葉隆禮については他にも解明可能な事項が残されている。

筆者は以前、『契丹國志』中の記事「歲時雜記」とそれに基づく『遼史』「歲時雜儀」の成立過程をめぐる問題について斯界で報告したことがあるが²⁾、その中で葉隆禮に關わる新史料として、隆禮の世系を記載した清代の家譜と、隆禮の真蹟と鑑印が確認できる書畫の題跋を紹介した。ただ、前者に關しては、發見後間もなく報告日を迎えたため十分な史料批判を経ないまま紹介したが、その後検討する中でその家譜の史料と

1) 古くは清の乾隆年間(1736-95)に四庫館臣によって『契丹國志』が敕撰書としての體例に合わないことが指摘されている(『四庫全書總目提要』卷50「『契丹國志』二十七卷」)。

2) 2021年3月13日開催の第21回遼金西夏史研究會大會での「『遼史』歲時雜儀の成立過程」と題する口頭發表。

しての問題点が浮き彫りになってきた。また後者に關しては、報告では3點の史料を紹介したが、その後さらに4點目の史料を發見した。そこで本稿では、それらの進展をふまえ、關係する問題について再度論述する。なお、その報告の本論に當たる部分については他日別の論文として發表する豫定である。葉隆禮が『契丹國志』の作者かどうかについての筆者の見解は、そこで示したい。

2 葉隆禮世系考

2.1 處州松陽『卯峰廣遠葉氏宗譜』考

2.1.1 族譜概要

現段階で筆者がその系譜中に葉隆禮の名を確認できた葉氏族譜は1點のみである。以下ではまず、その家譜の基礎事項およびその家譜が記述する葉氏について概観する。

『卯峰廣遠葉氏宗譜』（以下『廣遠葉譜』と略す）12卷は清代後期の道光11年（1831）に葉萬春らによって纂修された木活字本12冊の族譜である（上海圖書館2000: 795, 2008: 3323）。上海圖書館と南京圖書館が所藏する³⁾。卷1は目錄と序文、卷2は凡例、家訓と祀典篇を收め、以下、卷3承恩篇、選舉篇、仕宦篇、昭德篇上、卷4昭德篇下、卷5像贊、卷6事略篇、藝文篇、紀勝篇、卷7圖記、卷8から卷11まで世系圖、卷12歷代帝王年紀、分遷實錄、捐助鴻名、頒譜字號と後序という構成になっている。

『廣遠葉譜』の主張するところによると、本譜が記載する葉氏一族は、春秋末期楚國の沈尹諸梁が南陽郡葉縣（現河南省平頂市葉縣）に依って邑名を姓氏としたことに端を發する南陽葉氏の末裔で、そののち葉望が後漢末の戰亂を避けて丹陽郡句容縣（現江蘇省鎮江市句陽市）に移住し、これが南遷始祖となった。望の玄孫葉琚には長子碩、次子儉、三子遊、四子願の4子があり、それぞれの後裔が江南各地に散居して支派を成したが、このうち東晉の永嘉太守となった次子葉儉は永嘉郡（のちの處州、括州）松陽縣（現浙江省麗水市松陽縣）の卯山に居住し、父琚をその地に葬った。『廣遠葉譜』ではこの葉琚を始祖（第1世）と數える。

3) 上海圖書館所藏本は上海圖書館の家譜數據庫 (<http://search.library.sh.cn/jiapu/>) で公開されている。

葉琚の次子儉の流れを汲む處州葉氏からは、隋唐のころ、道士として著名な葉法善（『廣遠葉譜』では19世とする）や葉靜能（淨能，17世）が出た。その後、25世の備は長子彪，次子道，三子籙の3子を生み，それぞれが支派を形成して，彪派からは宋代に至って『宋史』にも立傳される葉清臣や葉夢得を輩出した。

『廣遠葉譜』の主纂者は彪派を稱する松陽卯山の卯峰葉氏だが，修譜には同族の他の支派も多く參與しているため，同譜は葉彪の後裔だけでなくその弟葉道，葉籙の後裔も世系圖に収載している⁴⁾。いま，以下の行論に必要な人物を中心に抜粋し，25世から35世までの世代に限って『廣遠葉譜』世系圖を示すと，圖1のようになる。原文では各個人に對して（場合により）世代，排行，名字號，官歴，生卒年，遷居地，埋葬地，妻の姓氏，生子數等の情報が註記されているが，ここでは省略してある。葉隆禮は，次子道の孫である可封の後裔として35世のところに記載されている。

『廣遠葉譜』卷7歴世修譜によれば，卯峰葉氏族譜が初めて編纂されたのは南宋建炎2年（1128）のことという。その後，南宋代の間に重修されたのち，元の後至元14年（1337），明の洪武14年（1381），成化18年（1482），嘉靖25年（1546），清の康熙45年（1706），乾隆45年（1780）にも重修され，道光11年（1831）の重修に至るといふ。

處州葉氏を語る上で缺かせないのは，兩宋の交に生きた葉夢得（字少蘊，號石林，1077-1148）である。夢得は北宋紹聖4年（1097）に進士第に登り，徽宗朝（1100-25）で中書舍人，翰林學士，吏部尚書，南宋高宗朝（1127-62）で翰林學士，戸部尚書，尚書左丞，江東安撫大使，福建安撫使等を歴任した。また，藏書家，藝術愛好家として知られ，有職故實にも明るく，多くの著作を残した。江南の葉氏族譜にはしばしば，葉夢得が撰じたとする序文が附されているが，その序文では夢得がかつて自らの先世に關する資料を搜索して族譜を編んだことが語られている。『廣遠葉譜』も例外ではなく，卷1には「葉氏宗譜序」「譜序」という2つの葉夢得序が載録されて夢得による族譜編纂が語られ，卷7「歴世修譜」の重修者の中にもその名が刻されている。當然，夢得の名は世系圖の中にも，彪派の33世として見出される。

少なくとも現段階では他に葉隆禮の世系を載録する族譜が見出せないので，『廣遠葉

4) 本稿では，『廣遠葉譜』の主纂者である松陽卯山の葉氏支派を「卯峰葉氏」と呼び，それを包含する，葉儉後裔の葉氏一族全體を「處州葉氏」と呼ぶ。

譜』のこの世系圖は非常に貴重である。しかし、家譜資料というものの一般的な性質を考慮するならば、同譜が示す隆禮世系をそのまま信じるのは危険であり、批判的な検討は必須である。本稿では、葉隆禮の世系そのものを検討する前に、『廣遠葉譜』世系圖自體の信頼性を知るため、それ以外の部分の世系を検証する。

2.1.2 葉夢得世系考證

はじめに、『廣遠葉譜』で30世とされる葉清臣の家系について見ておこう。葉清臣(字道卿, 1000-49)は北宋天聖2年(1024)の進士第二人で、仁宗朝(1022-63)にて翰林學士等を歴任し、『宋史』卷295にも立傳される人物だが、その先世については清臣の同榜進士である宋祁(998-1061)による父葉參(字次公, 964-1043)の墓誌銘に「曾王考彪、王考蟪、皆隱居自放。考遠、嘗為錢氏霸府從事」云々とあり⁵⁾、『廣遠葉譜』の伝える26世彪から30世清臣に至る世系が宋代史料によって確證される。なお、曾鞏(1019-83)による葉清臣の傳記(『隆平集』卷14侍從)には清臣の子として均、圻、原、増の4子が記録されているが、これも『廣遠葉譜』の記載と一致する(上で示した世系圖では宋代文獻で廣く確認される葉均以外は省略している)⁶⁾。

ただ、『廣遠葉譜』が葉參の兄弟の排行を參、元輔、元穎の順とする点については、より信頼性の高い他の文獻記述との間に齟齬がある⁷⁾。葉夢得の筆記小説『避暑錄話』卷下(卷3)では「曾從叔祖司空道卿」として清臣が夢得の曾從叔祖に当たることが明言されており、清臣の父參が夢得の高祖父の弟であったことが判る⁸⁾。従って、參は長子たりえない。實際、この兄弟を記載する他の葉氏族譜では參を末子とするものが多く、それらに従うべきだろう(後述)。

『廣遠葉譜』における最も顕著な問題は、本譜で33世とされる葉夢得の世系に關わるものである。同譜は夢得の父の名を勳とし(別名として助の名を註する)、この人物

5) [北宋] 宋祁『景文集』卷59誌銘「故光祿卿葉府君墓誌銘」。

6) 清臣の三子は原名は「垣」であったと考えられるが、北宋欽宗(趙桓, 在位1125-27)の諱を避けて「原」に改められたとみられる。四庫本『隆平集』では「垣」とある。

7) 『廣遠葉譜』はさらに四子元顥を記録するが、この人物は他系統の族譜には見えない。

8) 同じく葉夢得の筆記である『石林燕語』の卷8「宋莒公兄弟」條では「余曾叔祖司空」とあるが、「曾叔祖」はルーズな用法として曾祖父の弟のみならず「曾從叔祖」に当たる親族を指すこともあるから、『避暑錄話』と異なる親族關係を言っているわけではない。

を元穎の子である經の孫，虞叟の子とする。ところが，同時代史料から知られる世系はこれとは全く異なる⁹⁾。夢得の祖父が義叟で，父が助であることは，夢得の知福州在任中の紹興 12, 13 年（1142, 43）に祖父母と父母に封號が追贈された際の中書舍人張擴（?-1147）による外制から知ることができる¹⁰⁾。父の名が助（字は天祐）であることは夢得の生母晁夫人（名は靜）のためにその弟晁補之（字無咎，1053-1110）が撰じた墓誌銘や¹¹⁾，晁氏姉弟の父端友（字君成，1029-75）のために黃庭堅（1045-1105）が撰じた墓誌銘からも確認でき¹²⁾，洪邁（1123-1202）の『夷堅志』甲志に黃訥（葉夢得と交流のあった黃伯思（1079-1118）の子）が葉夢得自身から聞いた話として載録されている葉助、夢得父子にまつわる奇譚からも確認することができる¹³⁾。この名は他にも米芾（1051-1108）の『畫史』に見えるが¹⁴⁾，一方で葉勛という名は同時代文献では全く確認できない。

夢得の祖父が虞叟ではなく義叟であることは他の史料からも裏付けられる。前述の『避暑錄話』の「曾從叔祖司空道卿」條に續く記事は「叔祖度支諱溫叟」について語るが，溫叟は『廣遠葉譜』その他の葉氏族譜で義叟の弟として記録される人物である。従って，

9) 葉夢得の家世については方建新（1991a）と王兆鵬（2003）に研究がある。本稿の葉夢得に關わる記述も兩者，特に後者に負うところが大きい。

10) 〔南宋〕張擴『東窗集』卷 7 制 2「觀文殿大學士、左太中大夫、知福州軍州事葉夢得故祖義叟追封福國公制」「祖母劉氏贈韓國夫人制」「祖母謝氏贈周國夫人制」「故父助贈太傅制」「故母晁氏贈鎮國夫人制」。同書に制作年の記載はないが，張擴（張廣）が中書舍人であったのは紹興 12 年 9 月 22 日から（ただし，遅くとも 7 月 16 日にはすでに起居郎に權中書舍人を兼ねていた）翌年 6 月 19 日まで（『建炎以來繫年要錄』卷 146, 149）で，葉夢得が知福州（兼福建安撫使）であったのは紹興 12 年 12 月 12 日から同 14 年 12 月 11 日まで（同書卷 147, 152）なので，上記の外制は紹興 12 年末から翌年 6 月までの間に制作されたことが判る。

11) 〔北宋〕晁補之『鷄肋集』卷 65 墓誌銘「晁夫人墓誌銘」：「前達州司理參軍葉君助，將葬其夫人晁氏于蘇州吳縣之靈巖鄉寶華山北，元祐八年某月甲子吉，以書屬夫人之弟補之為銘。……男曰蘊，舉進士，好文自立。」蘊は少蘊すなわち夢得を指す。夢得の母が晁補之の姉妹であることは〔南宋〕葉夢得『石林居士建康集』卷 3 書後「書高居實集後」に「舅氏晁無咎」，〔南宋〕葉夢得『石林詩話』卷上に「舅氏無咎」とあることから明らかである。

12) 〔北宋〕黃庭堅『豫章黃先生文集』卷 23 墓誌銘（『宋黃文節公全集』正集卷 31 墓誌銘）「晁君成墓誌銘」に次女の壻として「進士柴助〔一作葉助〕」と見える（すなわち柴字は誤寫）。晁端友が葉夢得の外祖父であることは『石林詩話』卷上に「外祖晁君誠」とあることから明らかである。

13) 〔南宋〕洪邁『夷堅甲志』卷 8「黃山人」。齋藤ほか（2014: 237-240）を参照。

14) 〔北宋〕米芾『畫史』：「葉助，字天祐，收蜀范瓊畫『梁武帝寫誌公圖』一幅。」

夢得の祖父が義叟であるならば温叟は正しく夢得の叔祖であるが、『廣遠葉譜』の言うように祖父が虞叟であるならば、(清臣を曾従叔祖と厳密に呼稱することをふまえて)温叟は「従伯祖」(あるいは元輔が元穎の弟であれば「従叔祖」と呼ばれるはずである。加えて、『避暑録話』巻下(巻4)の再び「司空」(葉清臣)について語る記事では「先大父太師兄弟三人皆以司空廕入官」として清臣の恩蔭によって夢得の祖父(太師)とその兄弟の3人が官職を得たことが述べられているが、『廣遠葉譜』によれば虞叟は獨子であり、この話が成立しない。一方、『廣遠葉譜』は義叟に「朝政大夫」、その長弟温叟に「朝議大夫」、次弟堯叟に「任青州知府」と註し、三弟深叟と四弟丕叟には官職について何も註記しないので、5兄弟のうちちょうど3人が入仕したことが示唆される。この点からも夢得の祖父が虞叟でなく義叟であることが支持される。

夢得の曾祖父以上の世系については、時代は下るが、明代中期、蘇州崑山(現江蘇省蘇州市崑山市)の葉盛(字與中, 諡文莊, 1420-74)の『水東日記』巻18「南陽郡葉縣南頓鄉高貴里葉氏」條に節録される葉夢得撰「『湖州葉氏族譜』前後兩敘」の中に「夢得七世祖彪生贈刑部侍郎達」および「夢得曾祖贈金紫光祿大夫諱綱」という文言が見える。この葉氏族譜序は、夢得の真撰かは措くとして、現在目睹しうる明清代の葉氏各支派の族譜に多少の字句の差異を含みつつ附載されており、その淵源がそれなりに古いことが示唆される。従って、祖父が義叟であることからの自然な歸結でもあるが、夢得の曾祖父は『廣遠葉譜』の言う經ではなく綱であると考えるのが妥當である。實は、世系圖等での主張にも拘わらず、『廣遠葉譜』巻1附載の葉夢得「葉氏宗譜序」(葉盛の謂う前序に相當)は本來の字句を改變することなく「夢得曾祖贈金紫光祿大夫諱綱」と言っており、主張が一貫していない。

上記『水東日記』所引の葉夢得譜序は七世祖彪が達を生んだと言うが、前述の葉參墓誌銘から明らかなように、彪と達との間には六世祖蟻が補われなければならない。これは著者葉盛の寫し誤りや『水東日記』傳本上の脱漏ではなくて『湖州葉氏族譜』原本でこのようであったらしく、例えば康熙間重修『吳中葉氏族譜』(上海圖書館2000: 794, 2008: 3299, 以下『吳中葉譜』と略す)壬集・文章紀第十三所收「石林先生族譜序」(前序に相當)でも「自法善後世次復乏而夢得之七世祖彪仍復見于家牒, 是生刑部侍郎達, 事吳越」云々とあるように、現存する葉氏族譜中の葉夢得序でも同様に

葉參の2人の兄、元輔と元穎の排行については兩説があり、『陪郭葉譜』世系表では葉遠の子を元輔、元穎、參の順で排列する一方、『吳中葉譜』世系表では遠に対する註の中で「長子元穎」と稱している。ここではより年代の古い前者に従っておく。なお、この葉元輔は、徐鉉（916-91）が「己丑歲孟夏」（端拱2年（989）4月）に「送葉元輔秀才序」（『徐公文集』卷24所收）を撰じて送り出した葉元輔に違いない。『廣遠葉譜』によれば、元輔は淳化3年（992）に進士に及第している¹⁶⁾。

葉義叟には『廣遠葉譜』では5人の子があり、葉助を加えると6人となる。その排行は、上述の葉氏族譜で一致して勤、助、効と排するので、葉助は義叟の次子であったと考えられる。三子効より後は族譜間で混亂が見られ定かではなく、ここでは便宜的に『廣遠葉譜』の記す順序で排列しておく¹⁷⁾。葉夢得の筆記小説『巖下放言』卷下「張芸叟侍郎」條および『避暑錄話』卷下（卷3）「建中靖國初」條では崇寧年間（1102-06）に鄜州（現陝西省延安市富縣）に赴任していた夢得の季父が話題に上る。『廣遠葉譜』や『陪郭葉譜』の記載が正しければ、この季父は葉勸を指すが、管見の限り葉勸の名は宋代の文獻には見出されず、詳細不明である。

『廣遠葉譜』で勸（助）の父とされる虞叟は、『陪郭葉譜』では元穎の末子清夷の長子とされており、元穎の三子經の獨子とする『廣遠葉譜』と相違する¹⁸⁾。ここで興味深い家譜資料をもう一つ紹介しよう。『金華雅畝葉氏宗譜』（〔清〕同治10年（1871）纂修、上海圖書館2000: 796, 2008: 3311, 以下『雅畝葉譜』と略す）卷2「松陽卯峰世系圖」は『廣遠葉譜』世系圖と非常によく似た内容をもつが、それもそのはずで、末尾に「右遠祖世系、今參考『卯山乾隆庚子宗譜』編集。」とあるように、この世系圖は

16) 『廣遠葉譜』の原文では「宋淳化二年進士」とあるが、淳化2年に科擧は實施されていないので、「二」は「三」の誤刻である。ちなみに、弟參について『廣遠葉譜』は「咸平二年進士」と註記する。一方、地方誌では、〔南宋〕『嘉泰吳興志』卷17賢貴事實下・烏程縣は葉參について「咸平中登第」としか記さず、〔明〕『弘治湖州府誌』卷9科第は咸平四年に葉參の名を擧げ、〔清〕『雍正浙江通志』卷123選舉1・進士は咸平三年庚子陳堯咨榜に葉參を掲げる。咸平4年（1001）には科擧が實施されていないので『湖州府誌』の記録は誤りだが、咸平2年と3年のどちらが正しいかは不明である。

17) 『陪郭葉譜』では勤、助、効、勤、勸の順に6子が記録され、助の有無と、勸と勤との順序を除いて『廣遠葉譜』とよく一致するが、『吳中葉譜』では義叟の子は勤、助、効、勸の4子のみで、勤は溫叟の子とされ、勸は記録されない。

18) なお、『吳中葉譜』では元穎以下の世系は記載されていない。

『廣遠葉譜』の重修前の乾隆庚子45年(1780)纂修『卯峰葉氏宗譜』(以下『乾隆舊譜』と略す)に據って編集されているからである。この文は續けて、「惟『道光辛卯宗譜』錯誤者甚多、以後不可作據。」と道光辛卯11年(1831)重修の『廣遠葉譜』についてその非を斷じている。その錯誤について具體的に論及されるのは夢得の父勛(助)の箇所で、「『卯山辛卯譜』誤作虞叟公子、不可作據。」と註して勛以下の家系を義叟の下に置く¹⁹⁾。このことから、現在見られる『廣遠葉譜』の葉夢得世系の改變は道光重修時に行なわれたことが證明される。そして、『雅畝葉譜』では虞叟は『陪郭葉譜』と同様に元穎の末子清彝(表記は異なるが清夷のこと)の長子とされているので、虞叟を経の子とする改變も道光重修時に行なわれたことが判る。『雅畝葉譜』や『陪郭葉譜』において元穎の4子のうち經を除く3子はその子孫が記載されるにも拘わらず經の子孫の記載がないことは、『乾隆舊譜』時點では經の後裔に関する傳承がなかったことを意味する。葉勛という人物も、「助」字の見誤りから名を「勛」とする傳承が生じたにすぎず、經の孫として葉助とは別に存在したわけではない。

それでは、『廣遠葉譜』世系にこのような改變が見られる理由は何だろうか。ここで第一に注目されるのは、夢得の子息についての記載である。『雅畝葉譜』を除く上述の明清代の族譜をはじめ、夢得の世系を載録する多くの葉氏族譜は、夢得に棟、程、模、楫、櫓の5人の男兒があったとする。この點は葉夢得の作とされる『石林家訓』序でも同様で²⁰⁾、『廣遠葉譜』でもこの家訓序は「石林公家訓序」として卷2に収録されているが、「今幸棟、程既以長立、模亦成章度、汝三人……楫、櫓方六、七歲、汝等既有自成」云々とあつて言及されるのはこの5人だけである²¹⁾。ところが、『廣遠葉譜』世系は夢得の子を棟、櫓、程、模、楫、櫓の6人とし、他系統の族譜には見えない櫓なる人物を載せている。この人物には「櫓公第五世孫文正、文行二公分房、世系繁延。『桐

19) ただ、『雅畝葉譜』では義叟の子は劬、効、勛(助)、勤、勸の順で5子とされ、他譜と比べてかなり混亂が見られる。

20) ただし、現行の『石林家訓』やその自序が葉夢得の真作かは確證がない。『石林家訓』は夙に〔南宋〕陳振孫『直齋書錄解題』卷10雜家類に「『石林家訓』一卷／葉夢得少蘊撰」と著録されるが、現行の版本やその所據本は清代を遡るものではなく、また『說郛』明鈔諸本に載録される『石林家訓』4條とも全く異なっている。

21) 「石林遺書」所載『石林家訓』では「目前棟、程既已長立、模、楫、櫓亦長矣。汝五人」云々とある。

溪譜』中自載，茲不贅。」との註記があるが、『廣遠葉譜』重修時の援助者名簿「捐助鴻名」（卷12所收）には「本邑桐溪」（本邑は松陽を指す）の「大理寺經公裔〔文正、文行〕公祠」の一族が見え、橈の子孫が經の後裔を稱していることが判る。

ここで翻って『廣遠葉譜』での夢得の父祖に関する記述を見ると、曾祖父とされる經が桐溪に居して桐溪葉氏の始祖となっており²²⁾、祖父とされる虞叟と父とされる勗も桐溪の地に葬られている²³⁾。また、夢得自身は青蒙豹塢山に葬られたとされる²⁴⁾。この桐溪は處州松陽縣移風鄉善政里（三都）下の村（現麗水市松陽縣西屏街道桐溪村）で、青蒙も善政里（三都）に隣接する會寧里（二都）所管の村である（『光緒松陽縣志』卷2賦役志・都庄）。後述するように夢得の五世祖葉逵は處州松陽より湖州烏程へ遷居したが、その子元穎は處州へ還居したとされる²⁵⁾。『廣遠葉譜』に従えば、この一代限りの湖州への遷徙を除き、夢得の家系はずっと處州松陽にあり、さらに言えば、元穎の子經が桐溪に居を定めて以來、松陽桐溪にあったことになる。

ところが、夢得本人が残した記録によれば、父葉助は湖州烏程縣の卞山に葬られ、夢得もそこに住まいした²⁶⁾。その石林谷に因んで夢得が石林居士、石林山人などと號したことはよく知られている。夢得が湖州卞山で卒したことは宋代の各種史料の記すところであり²⁷⁾、當地に葬られたことも談鑰『嘉泰吳興志』（〔南宋〕嘉泰元年（1201）

22) 『廣遠葉譜』卷9世系：「經〔行庠 位。字道濟，號溪山先生。大理寺，贈少保。生宋雍熙甲申元年四月十六，終嘉祐癸卯八年十月十八。夫人王氏，生端拱戊子元年五月初四卯時，終治平乙巳年三月廿九日，合葬屏山後即上庵山。居桐溪。生一子。……〕」。

23) 『廣遠葉譜』卷9世系：「虞叟〔行動 位。又名魯叟，字思參。宣議大夫。生景德乙巳二年七月十一日，終治平丙午三年七月廿五，葬經堂蓮花山辰山戌向。夫人張氏，生祥符己酉二年二月廿九，終治平甲辰元年正月十五子時。生二子。〕；「勗〔行名 位。名助，字天祐。任知府，又封太師、魏國公。生天聖癸亥元年六月十五，終元符庚辰三年九月初四。夫人劉氏，生於五月廿八，終十二月廿一，合葬桐溪經堂後。生二子。繼娶宋氏，生於壬午年十一月廿五日，終熙寧丁巳十月初十，葬經堂後即上庵山。生二子。〕」

24) 『廣遠葉譜』卷9世系：「夢得〔行垂 位。字少蘊，號石林。兩入翰林，七典藩郡，戶部尚書，起居郎，尚書左丞，督視江淮軍馬，中書舍人，崇信軍節度，賜功臣，贈少保。生於慶歷甲申四年八月廿四日子時，終紹興癸丑三年四月十三酉時，葬青蒙豹塢山。夫人徐氏、周氏、金氏，生壬子年二月十四丑時，終辛亥年四月廿五未時，葬東塢石橋頭。生六子。〕」

25) 『吳中葉譜』丁集・世系表5：「逵〔……長子元穎還居處州。〕」

26) 〔南宋〕葉夢得『石林居士建康集』卷4祭文「祭淨山主文」：「我葬先君子于卞之麓，遂將終焉，因以卜築。」

27) 〔南宋〕李心傳『建炎以來繫年要錄』卷158紹興18年（1148）8月丁亥（2日）條：「崇慶軍

初纂、現行本は『永樂大典』からの輯本) 卷12に「尚書左丞相葉夢得墓〔在烏程縣卞山〕」とあるとおりである。明代後半の嘉靖39年(1560)に刊行された徐獻忠『吳興掌故集』卷10山墟類・烏程縣山の卞山條には「有丞相葉夢得墓〔在圓證寺左〕」とあり、この頃でも依然として葉夢得墓の所在が知られていたことが判る。一方、處州の地方誌として現存最古の『成化處州府誌』(〔明〕成化22年(1486)序)や同じく明代の『栝蒼彙紀』(〔明〕萬曆7年(1579)序)、あるいは松陽縣で現存最古の『順治松陽縣志』(〔清〕順治11年(1654)序)等では處州松陽に葉夢得墓があったとの記録はない。また、夢得の五世祖葉逵は處州松陽より湖州烏程に遷居して當地に葬られ²⁸⁾、その孫で夢得の曾祖父である葉綱はさらに蘇州に遷って寶華山に葬られた²⁹⁾。夢得の母晁氏が「蘇州吳縣之靈巖鄉寶華山北」に葬られた(〔北宋〕晁補之『鷄肋集』卷65)のもここに綱以來の先塋があったからに他ならない³⁰⁾。祖父義叟の舊宅が蘇州城内にあったことも夢得が述べているところで³¹⁾、夢得自身の居宅も卞山に遷る前には蘇州城内にあっ

節度使致仕葉夢得薨於湖州，贈檢校少保。];〔南宋〕徐自明『宋宰輔編年錄』卷14高宗皇帝上・建炎3年2月己巳條：「【紹興】十八年八月丁亥，卒。夢得居於卞山石林，寢疾，是夜已半，有大星墜於其庭中，而夢得卒。」;〔南宋〕李幼武『四朝名臣言行錄』卷4上・葉夢得：「【紹興】十八年，卒于湖州。」

28)〔明〕葉盛『水東日記』卷18「南陽郡葉縣南頓鄉高貴里葉氏」：「贈刑部侍郎逵，事吳越，……葬湖州。葉氏始自縉雲遷湖州，而居烏程者以烏程縣雲川鄉中書里為定著。」これは明代の史料であるが、前述した葉逵の子參の墓誌銘(〔北宋〕宋祁『景文集』卷59所收)に「克襄窆于烏程縣澄靜鄉吳里之先塋」とあるのに據れば、葉逵が湖州烏程に埋葬されたのは間違いない。より具体的には、澄靜鄉(縣治南西)の吳里(未詳)が墓葬地であった。一方、葉盛も引く葉氏族譜所載葉夢得序にある雲川鄉(雲水鄉)の中書里(未詳)は居住地を示すものであろう。なお、明末の『崇禎烏程縣誌』卷7遊寓は葉逵について「縉雲人。仕吳越，刑部侍郎。……葬湖州之弁山，遂為烏程人」と述べ、その墓葬地を弁山(卞山)とするが、縣治の西北方、長興縣との境界にある卞山は澄靜鄉とは位置が異なるため、誤傳と思われる。

29)『水東日記』卷18：「夢得曾祖贈金紫光祿大夫諱綱，葬蘇州寶華山，遂為吳郡人，而以長洲縣道義鄉為定著。」

30) なお、墓葬地である寶華山のある吳縣靈巖鄉は蘇州城南に位置した(『正德姑蘇志』卷18鄉都)。一方、葉盛『水東日記』の引く葉夢得譜序に謂う長洲縣道義鄉はその居住地を言ったものであろうが、蘇州城内に所在した(同書同卷)。

31)『避暑錄話』卷下(卷4)：「虎丘山，晉王珣故居。珣嘗為吳國內史，故與其弟珉皆卜居吳下。舊宅在城內日華里，今景德寺即是。虎丘乃其外第爾。……余大父故廬與景德寺為鄰。」周南(1159-1213)によると、この舊宅はのちに石林書院と呼ばれ、葉松(夢得の従兄弟葉著の子)が居住した(『山房集』卷5題跋「書『僧仲殊詩詞』真迹後」：「右『僧仲殊詩詞』，癸亥【嘉泰三年(1203)】秋得於葉石林家。石林書院，今景德寺側，天台倅葉松所居是也)。景德寺は『紹

た³²⁾。つまり、宋代を中心とする信頼性の勝る史料に據るかぎり、夢得の家系は葉遠が松陽を離れて以來、蘇湖にあった。確かに、夢得は處州の古名である縉雲郡を冠して「縉雲葉夢得」と自署することがあり³³⁾、洪邁『夷堅志』のように葉助を「縉雲人」と記載するものもあるが³⁴⁾、それは祖籍を示したものであって、籍貫が蘇州にあったことは晁夫人の墓誌銘で葉助が「吳の名家の子」と呼ばれていることや³⁵⁾、夢得本人や父の任地だったわけでもない蘇州に夢得の居宅が存在したことからも明らかである³⁶⁾。

このように、『廣遠葉譜』世系は蘇州人である葉夢得とその父親および子孫を、經を始祖とする處州松陽の桐溪葉氏の系譜の中に取り込むことで、夢得らを桐溪人に仕立て上げている。葉夢得を經の後裔で桐溪人だとする見解は、『廣遠葉譜』の道光重修時に葉萬春とともに總理を務めた葉承膏の序文「宗譜列祖序略」（卷1所載）でも明確に表明されている：

……如夢得公，字少蘊，號石林，宋紹興間歷官翰林學士、戶部尚書。閱『萬姓統譜』，則云「吳縣人」³⁷⁾。而核諸本族世系，則我宗二十八世祖也³⁸⁾。豈因其名望彰著，官

定吳郡志』卷31府郭寺によると黃牛坊橋の東にあり，黃牛坊橋は同書卷17橋梁によると平江府（蘇州）城内の西北區にあったが，紹定2年（1229）の平江府城内地圖を刻した『平江圖』碑では黃牛坊橋、景德寺ともにその位置を確認することができる。

32) 〔元〕陸友仁『研北雜志』卷上：「葉左丞少蘊舊居在郡之鳳池鄉，門前有橋，名魚城〔『石林總集〕〕。政和中寓居城東布德坊。」鳳池鄉は長洲縣下の郷で蘇州城内にあった（『正徳姑蘇志』卷18郷都）。布德坊の位置は『平江圖』碑で確認できる。

33) 例えば、『紹定吳郡志』卷35郭外寺「常熟縣勝法寺」條所引「葉夢得輪藏記」に「政和五年六月十日縉雲葉夢得記」と署名している。

34) 〔南宋〕洪邁『夷堅甲志』卷8「黃山人」：「贈太師葉助，縉雲人，為陸州建徳尉。」

35) 『鷄肋集』卷65墓誌銘「晁夫人墓誌銘」：「司理君，吳名家子，舉進士知名。」

36) ただし，葉夢得は建炎3年（1129）冬に金兵の南侵を避けて一時的に處州縉雲縣（現浙江省麗水市縉雲縣）に避難したことはある（『避暑錄話』卷上（卷2）：「仙都觀，在縉雲縣東四十里，……己酉【建炎三年】冬，避地將之處州，道縉雲，暫舍於縣南之靈峰院。」；『石林燕語』序：「建炎二年【三年の誤】，避亂縉雲。」王兆鵬（2003: 3953）參照）。

37) 〔明〕凌迪知『古今萬姓統譜』卷124入聲・十六葉・葉夢得條。

38) 『廣遠葉譜』では晉代の葉琚を第1世として葉夢得を第33世に數えるが，「我宗二十八世祖」というのは『乾隆舊譜』での世系と數え方に據るらしい。『雅畝葉譜』の「松陽卯峰世系圖」から推測するに，『舊譜』では琚の子儉を第1世とみなしていた。また，『廣遠葉譜』で備の前に置かれる4代の祖先が『舊譜』にはなかった。そのため，『廣遠葉譜』で第25世とされる備が『舊譜』では第20世となっており，それに伴って夢得も第28世とされていた。

爵崇隆，同其姓者遂樂為其後耶？按公家在本邑桐溪，葬於青蒙包塢，其父勛公亦葬在三都，則譜之所載非冒附竊援，明矣！再考公四世祖官大理寺、贈少保經公葬上庵，六世祖官刑部侍郎遠公葬湖州，……

『廣遠葉譜』でこのような改変が行なわれているのは、その修譜に桐溪葉氏の一派が關與しているからに他ならない。『廣遠葉譜』卷7「歷世修譜」所載の道光重修時の編纂責任者名簿を見ると、編修6名のうちの實に5名（葉方亨、萬欣、長森、方滋、方本）が松陽九都葉川頭（現松陽縣赤壽鄉葉川頭村）の葉氏で占められているが³⁹⁾、葉川頭葉氏は桐溪葉氏の支派という（鍾夢迪 2019: 213）⁴⁰⁾。また、前述した「捐助鴻名」や族譜の收藏先リストである「頒譜字號」（卷12所收）には「桐溪經公祠後裔」が多數含まれている點も注目される。

繰り返しになるが、少なくとも清代前期までは葉夢得を松陽桐溪人とする所説は見られなかった。ところが民國期に入ると、縣志でも葉夢得桐溪人説に加擔する言説が見られるようになる。民國14年（1925）編纂の『松陽縣志』卷9人物志1・理學は葉夢得をはじめとする宋元明代の11人の所傳を記した後に、以下の案文を附す。

謹案：『府志』謂葉夢得等均非栝產，各引史傳，附案辨證⁴¹⁾。今查，葉夢得係吳縣人，……誠如張序所云「人物凡有名者輒附會牽引，為向來縣志之通病」⁴²⁾。本應徹查刪汰，以徵覈實，無如舊志沿引已久。至若葉夢得號石林，今松陽三都桐溪莊有石林祠墓在焉。其後裔繁盛，代有聞人。何竟數典忘祖，以至於斯哉。姑照舊志錄存，以俟知者。

39) 卷7「歷世修譜」では各人の出自は明記されていないが、卷12「捐助鴻名」や卷12「頒譜字號」によって知ることができる。

40) 『廣遠葉譜』では葉川頭葉氏の始祖は明代の葉希賢（號雪庵）とされ、この系統は夢得一程一節一嶸一念四と續く後に置かれているが、『雅畝葉譜』では嶸に念四という子はなく、道光重修時に葉川頭葉氏の世系が舊譜の卯峰葉氏世系に取り込まれたことが示唆される。

41) 『光緒處州府志』卷19人物志上・理學の葉夢得條で、夢得ら處州（栝蒼）人でない人物を舊志が載せていることの非が説かれていることを言ったもの。

42) 『民國松陽縣志』甌海道尹張宗祥序：「獨於人物，則凡有名者附會而牽引之究，何裨於後人。此實向來縣志之通病也。」

これは桐溪葉氏らの主張が取り込まれた結果であろう。

2.1.3 葉著世系考證

以上、『廣遠葉譜』の葉夢得世系が改變されていることを文獻記録に照らして明確にしたが、同譜世系で改變されているのはその部分だけではない。『廣遠葉譜』の主纂者である卯峰葉氏は、葉義叟の末子である勸の子著（忠昭）の後裔を名乗っているが、この系譜にも疑問がある。

『廣遠葉譜』によれば、葉著はまたの名を忠昭といい、字は元熹で、宣遠が號だという⁴³⁾。この人物は、同時代人である張邦基の筆記小説『墨莊漫錄』巻3に見える：

玫瑰油出北虜，其色瑩白，其香芬馥，不可名狀，用為試粧。法用衆香煎煉，北人貴重之。每報聘禮物中祇一合，奉使者例獲一小罌。其法秘不傳也。宣和間，周武仲憲之使虜，過磁州，時葉著宣遠為守，祝周云：「回日願以此油分餉。」既反命，以油贈之。葉云：「今不須矣。近禁中厚賂虜使，遂得其法，煎成賜近臣，色香勝北來者。婦翁蔡京新寄數合。」且云：「公還朝必有取者，今反獻一合。」周亦不受也。北人方物不過一合，貴惜如此，而貴近之家，贈遺若此之多，足知其侈靡之甚也。

周武仲（字憲之，1076-1128）は北宋末期の宣和2年（1120）冬に正旦國信使として遼國に使用しており⁴⁴⁾、この話はその時に葉著が磁州（現河北省邯鄲市磁縣）の知事であったことと共に、徽宗朝（1100-25）で長らく宰相職にあった蔡京（1047-1126）が葉著の岳父であったことを教えてくれる。葉著は政和年間（1111-18）から宣和年間（1119-25）にかけていくつかの官職にあったことが『宋會要』の記事によって知られるが⁴⁵⁾、靖康元年（1126）に蔡京が靖康の變の原因となる金軍の南下を招いて失脚すると、そ

43) 『廣遠葉譜』巻9 世系：「著〔行垂 位。名忠昭，字元熹，號宣遠。元豐五年為大理評事，崇寧五年贈銀青光祿大夫。生皇祐庚寅年三月十二未時，終宣和甲辰年十月十九申時，壽七十四歲。夫人翁氏，生辛卯年四月廿二卯時，終崇寧癸未年七月初七辰時，年五十五歲。合葬父塋左側。生五子。〕」

44) 〔南宋〕楊時『龜山先生集』巻34 墓誌銘「周憲之墓誌銘」。

45) 『宋會要輯稿』選舉23 特恩除職上・徽宗政和6年4月5日條、同8年6月4日條：職官69 黜降官6・徽宗宣和元年6月14日條；崇儒2 郡縣學・徽宗宣和4年12月24日條；職官69 黜降官6・徽宗宣和6年閏3月25日條。

れに連坐し、最終的には停職處分を受けて洪州（現江西省南昌市）に謫居させられた。この間の経緯は同時代史料である汪藻『靖康要録』や『宋會要』によって知ることができるが⁴⁶⁾、その中で前者には次の記事がある：

御史中丞陳過庭奏：「蔡京之親戚子孫悉已竄責，而尚有漏網者，京之壻葉著之父劭是也，今為顯謨閣待制、提舉宮祠。唯著及劭，皆以闖茸凡材，夤緣超躡。内則離間京、攸之父子，外則沮傷天下之英俊。今青天白日之下，而城狐社鼠得以苟逃重磔，公論不厭。」奉聖旨：葉劭落職，依舊致仕。

（『靖康要録』卷上（卷8）靖康元年6月10日條）

この記事では、葉著の父が劭であることが明記されている。なお、葉著は南宋建國後の建炎元年（1127）9月に早くも赦されて復職している⁴⁷⁾。また、時期を遡るが、『宋會要』にも以下の記事があり、葉著の父が劭であることが再度確認できる：

朝散郎、充徽猷閣待制、提舉醴泉觀、同修國史葉著言：「臣近嘗具奏，以臣父劭在遠，侍下闕人，乞賜改授臣在外一合入差遣，以便侍養。」詔依所乞，差知信德府。

（『宋會要輯稿』職官77 陳乞侍養・徽宗宣和2年8月20日條）

つまり、葉著を勸の子とする『廣遠葉譜』の世系は史實とは合わない。實際、前述の『陪郭葉譜』や『吳中葉譜』では著が劭の子（著の兄）とされており、これが本來傳承されてきた葉氏世譜のかたちであったと考えられる。先に示した圖2は、これをふまえて葉著の位置づけを修正してある。一方、『雅畝葉譜』では著が勸の子とされており、『乾隆舊譜』ですでに世系の書き換えが行なわれていたことが示唆される。

この卯峰葉氏の祖先系譜の書き換えは葉著個人の問題に留まらない。李心傳『建炎以來繫年要録』の紹興30年（1160）7月條には葉著の子として林の名が見える：

46) 『靖康要録』卷上（卷6）靖康元年5月5日條，卷上（卷7）6月4日條，卷下（卷10）8月2日條；『宋會要輯稿』職官69 黜降官6・欽宗靖康元年4月22日條、6月4日條、7月28日條。

47) 『建炎以來繫年要録』卷9 建炎元年九月戊戌（11日）條：「詔勒停人葉著復朝奉大夫。著，蔡京子壻也。靖康初，自顯謨閣直學士斥去。至是，赦復之。」

右承議郎、提轄行在雜買貨務葉林罷。林、著子也。中書舍人沈介言：「林乃蔡京外孫，雖陛下天覆地載，推罪不相及之恩，亦豈可使之官於天朝。」遂罷其命。

（『建炎以來繫年要錄』卷 185 紹興 30 年 7 月庚寅（14 日）條）

葉林は『廣遠葉譜』でも著の子とされるが、すでに著が劭の子であることが明らかである以上、林も劭の孫であって勸の孫ではないということになる。『陪郭葉譜』や『吳中葉譜』を参照すると、著の子とされる 4 子林、慆、禁、彬は著の位置づけの改變に伴って父とともに丸ごと移動させられていることが判る⁴⁸⁾。これは、桐溪葉氏の系譜に經の子孫として葉勸、夢得以下の世系が組み込まれたのと同種の操作が卯峰葉氏の系譜に対しても加わっていることを意味する。『廣遠葉譜』は、世系圖の葉勸に対する註記の中で勸が松陽卯山に居して同地に葬られたことを述べ⁴⁹⁾、また、初めて卯峰葉氏族譜を纂修した人物を葉勸としてもおり（卷 7 歷世修譜）、こうした扱いから判断するかぎり、勸を實質的な始祖とみていることが窺える。そうであれば、必然的に葉劭の子孫である著らは卯峰葉氏とは無關係だということになる。

一方で、『廣遠葉譜』卷 1 所載の歷代譜序や卷 7 所載の祠堂舊記等を見ると、葉勸よりも「忠昭公」が卯峰葉氏の祖先の中で際立った扱いを受けている。『廣遠葉譜』では忠昭は著の別名とされているが、本來は著とは別の人物だったのではなかろうか。『廣遠葉譜』で著の號とされる宣遠は實際は著の字であり、字として記載されている元熹は別人である忠昭の字だったと考えることができよう。この葉忠昭という人物は、『光緒松陽縣志』卷 8 選舉志・仕宦に、辟舉からの入仕者として「葉忠昭〔任大理評事〕」と記載されている。縣志選舉志の「仕宦」の項は光緒縣志で初めて設けられたもので、基本的に舊縣志選舉志の情報を編輯したものにすぎないが、葉忠昭に限っては舊縣志に記載がなく、別の情報源が想定される。この忠昭の官歴は『廣遠葉譜』で忠昭（著）に「為大理評事」とあるのと一致しており、共通の情報源が想定されるが、ともあれ、

48) 『廣遠葉譜』では著の子は 5 人とされ、次子として材が加わっているが、この人物は他系統の族譜には見えない。『雅畝葉譜』では材が記載されている。

49) 『廣遠葉譜』卷 9 世系：「勸〔行名 位。字亞夫。任寺丞、糧科院。慶歷壬午年，祖宅罹於兵火，再創新居，更卯山為卯峰。生於天聖七年正月初七辰時，終元祐四年十月十八戌時。夫人包氏，同庚生於二月廿一申時，終於十二月廿八午時。合葬卯山觀右園。生一子：著。〕」

この記述は南宋初年に復職した際の位階が朝奉大夫（從六品）であった葉著と比べても別人のものと言うほかない。

『廣遠葉譜』ではまた、著（忠昭）の子である林に元武という別名を認めているが⁵⁰、これも林と元武という別人を同一人に統合した結果と解釋できる。『廣遠葉譜』によれば、卯峰葉氏は林（元武）の子震孫の曾孫である士琳を「房祖」とするが⁵¹、『陪郭葉譜』でも『吳中葉譜』でも林には簡、筍、範という3子のみが挙げられており、震孫という子は認められない（『雅畝葉譜』では震孫の記載がある）。

要するに、『廣遠葉譜』世系圖に示されている系譜は、本來、勸—忠昭—元武—震孫とあったところに、勸の兄である劬の子著とその子林らを重ねた結果と考えられる。ただし、附言すれば、『陪郭葉譜』では勸の子は文蔚とされ、忠昭という人物は見当たらない⁵²。蘇州人である葉義叟の子勸が處州松陽にいたとされることも含め、この勸—忠昭という世系自體に疑問をもたざるをえない。

2.1.4 世系圖記載の年次について

史料としての信頼性に關して言えば、『廣遠葉譜』世系圖に註記される生卒年も史實と合わない。例えば、葉夢得は同譜では慶歷（慶曆の誤）甲申四年（1044）生、紹興癸丑三年（1133）卒とされるが、夢得は紹興3年以降も健在であり、致仕したのが紹興16年（1146）⁵³、卒したのは同18年（1148）である⁵⁴。生年については、葉廷瑄

50) 『廣遠葉譜』卷9世系：「林〔行竹 位，舊行十二。名元武，字仲卿。任通判。生二年戊辰八月十三巳時，終七年丁酉八月十二申時，年三十歲。夫人劉氏，生庚午年九月初二卯時，終己未年二月初二辰時，守志貞節，年五十歲。合葬楓樹塘。生二子。〕」

51) 『廣遠葉譜』卷10世系：「士琳〔行闡 位，舊行福三。字良璧。生咸淳丁卯年二月廿七亥時。娶呂潭徐氏，繼娶鄭氏、留氏。合葬庵山金釵折股形，坐東向西。公係卯峰房祖，生四子分為四房。以後世系分房自續。〕」

52) 文蔚は『廣遠葉譜』では義叟の弟溫叟の長子である勸の子とされる。一方、『陪郭葉譜』では溫叟の長子勸の子は松年と椿年とされ、かたや『廣遠葉譜』ではこの2子は溫叟の次子勸の子とされるというように『陪郭葉譜』と『廣遠葉譜』とでは父と子との結合關係が1つずつずれている（『陪郭葉譜』では溫叟の次子勸には子が記録されていない）。

53) 『建炎以來繫年要錄』卷155紹興16年正月戊子（18日）條：「觀文殿學士、左通議大夫、提舉臨安府洞霄宮葉夢得告老，特拜崇慶軍節度使致仕。」（『宋會要輯稿』職官38節度使・高宗紹興16年正月18日條および職官77致仕上・高宗紹興16年正月18日條も參照。）

54) 前註27および『宋史』卷445葉夢得傳：「【紹興】十八年，卒湖州，贈檢校少保。」

(1792-1869)の考證にもあるように(『吹網録』卷6「石林公年齒」)、夢得本人が『避暑録話』卷下(卷4)の中で「吾明年六十歳」と語っており、同書が成ったのが紹興5年(1135)夏なので⁵⁵⁾、そこから逆算すると熙寧10年(1077)の生まれとなる。また、

55)『避暑録話』序:「紹興五年五月、梅雨始過、暑氣頓盛、父老言數十年所無有。余居既遠城市、巖居又在山半、……。賓客無與往來、惟棟、模二子、門生徐惇立挾書相從、間質疑請益、時為酬酢。亦或泛話古今雜事、耳目所接、論說平生出處、及道老交親戚之言、以為歡笑、皆後生所未知。三子云:「幸有聞、不敢不識、以備遺忘。」屢請不已、乃使棟執筆、取所欲記則書之、名曰『避暑録話』云。六月十一日、石林老人序。」本文中には「今夏不雨四十日、……六月二十日晚忽雨至夜中、明日又雨。」(卷上/卷2)との記事もあるので、序文の日付が即ち成書の時限を示すわけではないが、いずれにせよ序文執筆から間もなく完成したとみるのが通説である。

それに對して、方建新(1991b)は同書が紹興5年に一時に成ったものではなく、紹興8年までに段階的に完成したとするが、これには従がえない。紹興8年説の最大の論據は、卷上(卷1)に「裴晉公詩云:「……」公為此詩、必自以為得志、然吾山居又七年、享此多矣。」と、山居して7年となることが述べられており、これを紹興2年(1132)3月に江東安撫大使兼建康府を罷めて下山に歸居した時点を起點としていると解釋することにある。確かに、夢得は紹興2年から同8年まで實職に就かずして下山にあり、「吾山居又七年」の状況によく合致する。しかし、夢得は建炎3年(1129)3月に尚書左丞を罷免されて下山に退居しており、この年を起點とする紹興5年(1135)までの足かけ7年について「吾山居又七年」と言っているとみることも不可能ではない。もっとも、この場合は紹興元年(1131)9月から翌2年3月まで江東安撫大使を務めて建康府(現江蘇省南京市)にあった期間のあることが問題視されるかもしれない。それならば、下山石林谷に別館を構えた宣和5年(1123)を起點と考えることもできよう。官職にあって下山を離れていた宣和7年(1125)から建炎3年(1129)までと紹興元年から同2年までの期間を除くと、宣和5年(1123)から紹興5年(1135)までの間に7年間石林谷に閑居していたことになる。要するに、「吾山居又七年」は紹興5年説を覆すほどの論據ではない。

方建新(1991b)が提示するいま一つの例は卷上(卷2)に「歐文忠『内制集』序、歴記其學士時事、……。而余……暑風冬日享之此地、乃十有一年」とあるのを解釋して紹興6、7年間に書かれた記事とするものだが、これも、前述の建炎3年から紹興5年の7年に、それ以前に下山に閑居していた宣和3年(1121)から同7年までの4年間を足した年數と解釋することができる。また、方建新(1991b)はさらに卷上(卷1)に「老子、莊、列之言、皆與釋氏暗合、……。吾為舉子時、……。為丹徒尉、……。俯仰四十年、今老矣。」とある條文について、夢得が紹聖4年(1097)に丹徒尉に着任したことをふまえ、この文が紹興7、8年間に書かれたとする。しかし、この「俯仰四十年」は概數であろうから、紹興5年説でも問題とはならない。

方建新(1991b)がもう一つ挙げる卷上(卷1)の「陸希聲所隱君陽山、或曰頤山、在宜興湖汭。今金沙寺、其故宅也。建炎己酉【三年】春、虜犯維揚。余從大駕渡江、夜相失、從吏皆亡去。與劉希范徒步問道至常州南、遇潰兵欲為劫、遮余二人、不得去。……夜抵湖汭、因求宿金沙寺。……時予得此山久矣、望之若不可得、安知今乃與汝曹從容燕息且六、七年乎?」は、全く紹興8年説を支持しない。ここでは建炎3年(1129)の金兵南侵の際の窮地を脱しえたからこそ今の安穩な生活があるのだと語っているのであり、建炎3年から起算して6、7年後はまさに紹興5年にあたる。

同記事で知蔡州となったのが39歳の時だと言っているが⁵⁶⁾、夢得の知蔡州就任は李幼武『四朝名臣言行録』や『宋史』葉夢得傳によれば政和5年(1115)のことであり⁵⁷⁾、これから逆算してもやはり熙寧10年生となる。この推算は、葉夢得が紹興16年(1146)に70歳で致仕したと述べる洪邁『夷堅志』や⁵⁸⁾、大觀元年(1107)の中書舍人就任時の年齢を31歳とする陳振孫『直齋書錄解題』の記載とも合致する⁵⁹⁾。これは『廣遠葉譜』の記す葉夢得の生年とは30年以上開きがある。

『廣遠葉譜』では夢得の父葉勛(助)の生年は天聖癸亥元年(1023)、卒年は元符庚辰三年(1100)と記されているが、葉助の生年は、方建新(1991a: 107)が考證しているように、壯年まで子がなく30歳を過ぎてから夢得が生まれたという『夷堅甲志』の逸話が正しければ⁶⁰⁾、慶曆7年(1047)以前の數年間ということになり、『廣遠葉譜』の記す生年とは20年程度開きがある。また卒年についても、夢得が大觀3年(1109)5月に翰林學士を免官された後、潁州通判であった父の任地に赴いてそこで暮らしているから⁶¹⁾、元符3年(1100)卒という『廣遠葉譜』の記載は誤りである。葉助は政

56) 『避暑錄話』卷下(卷4):「吾明年六十歲, 今春治西塢隙地, 作堂其間, 取蘧伯玉之意, 名之曰「知非」。……始吾守蔡州, 方三十九, 明年作堂於州治之西廡, 名之曰「不惑」。吾以為僭, 然吾有志學焉者也。今二十年, ……」。

57) 〔南宋〕李幼武『四朝名臣言行録』卷4上・葉夢得:「政和五年, 除顯制, 知蔡州。」; 『宋史』卷445葉夢得傳:「政和五年, 起知蔡州。」

58) 〔南宋〕洪邁『夷堅甲志』卷8「黃山人」:「建炎中, 少蘊為尚書左丞。紹興十六年, 年七十上章告老, 自觀文殿學士徐崇慶軍節度使致仕, 二年而薨。」

59) 〔南宋〕陳振孫『直齋書錄解題』卷18別集類下:「『石林總集』一百卷, 年譜一卷/尚書左丞吳郡葉夢得少蘊撰。……三十一歲掌外制, 次年遂入翰林。」外制を掌管するのは中書舍人の職務である。葉夢得の中書舍人就任については、『四朝名臣言行録』卷4上・葉夢得に「大觀初, 為中書舍人兼實錄院修撰, 兼直學士院, 二年, 為翰學。」とある。

60) 『夷堅甲志』卷8「黃山人」:「贈太師葉助, 縉雲人, 為睦州建德尉。年壯無子, 問命於日者黃某。黃云:「公嗣息甚貴, 位至節度使, 然當在三十歲以後。若速得之, 亦非令器也。」天祐不樂。後官拱州, 黃又至, 令以周易筮之, 得賁卦。黃曰:「今日辰居土, 土加賁為墳字。君當生子, 但必有悼亡之戚。」果生男, 數歲而晁夫人卒。其子即少蘊也。」なお、夢得が生まれた熙寧10年(1077)の4年後に当たる元豐4年(1081)に晁夫人は30歳で亡くなっており(晁補之『鷄肋集』卷65「晁夫人墓誌銘」), 「生男數歲而晁夫人卒」が正しいことが判る。

61) 〔南宋〕葉夢得『巖下放言』卷中:「余中歲少睡, 蓋老人之常態, 無足怪者。……嘗在潁州, 時初自翰林免官, 先君為倅, 歸養。」倅は州の副官である通判を指す。夢得の翰林學士罷免については『宋會要輯稿』職官68黜降官5・徽宗大觀3年5月14日條:「詔葉夢得罷翰林學士, 為龍圖閣直學士, 知汝州。以言者論其內行不修故也。」知汝州は赴任前に免官されたい(王兆鵬2003: 3917-18; 『四朝名臣言行録』卷4上・葉夢得:「【大觀】三年, 以龍圖閣學【士】知

和4年(1114)に子息夢得によって湖州卞山に埋葬されたから(王兆鵬 2003: 3923), その卒去はそれ以前の比較的近い時期ということになる⁶²⁾。

『廣遠葉譜』は葉義叟の生卒年も載せており、咸平己亥(二)年(999)生、元豐八年(1085)卒とするが⁶³⁾、これも史實と合わない。孫である葉夢得の『石林詩話』巻中によれば、義叟は元祐年間(1086-94)に湖南憲(すなわち荆湖南路の提點刑獄)を罷めて郷里の蘇州に隱居した：

張景修，字敏叔，常州人，余大父客也。少刻苦作詩，至老不衰，典雅平易，時多佳句。……大父元祐自湖南憲請宮祠歸，景修嘗以詩寄曰：「聞說年來請洞霄，江湖奉使久勤勞。有神仙處問方得，用老成時退更高。借宅但須新種竹，尋仙想見舊栽桃。浮梁居士塵埃甚，鬚髮而今也二毛。」其詩大抵類此。流落無聞，亦可惜也。

したがって、元豐8年以後も存命であったことになる。また、葉夢得『巖下放言』巻下によると、このとき義叟は60餘歳であった：

張芸叟侍郎，長安人，忠厚質直，尚氣節而不為名，前朝人物中殆難多數。元豐中有事，西夏五路並入，時廟議經營久，既有定策，欲一舉遂滅夏。五路帥鄜延种諤、環慶高遵裕、涇原劉昌祚，其二人河東王中正、熙河李憲。芸叟為高遵裕機宜，諸軍皆聽遵裕節制。師出，既無功，遵裕坐貶，有得芸叟軍中詩上聞者，坐謗訕，謫監郴州酒。余先大父魏公適為湖南憲，傾意待之。芸叟意感激，自是以兄事大父，始終不少異，故先君與諸父皆得從其游。……大父在湖南，年纔六十餘，求宮祠歸吳中，芸叟有送行詩。……

汝州，尋免，提舉洞霄。)。これらの経緯は〔南宋〕岳珂『程史』巻4「葉少蘊内制」に詳しい。
62) 方建新(1991a: 107)は政和5年(1115)に葉夢得が知蔡州に任じられていることから、當時の慣例である服喪期間3年(實際は27ヶ月)を考慮して葉助の卒年を政和3年を下らない時期と推定している。

63) 『廣遠葉譜』巻9世系：「義叟〔行動 位。字思參。又謂十八。貢元，朝政大夫，贈太師、魏國公。生於咸平己亥年七月十一日，終於元豐八年七月二十五日。娶黃氏、劉氏、范氏。生五子。〕」

張芸叟は張舜民（字芸叟，號浮休）のことで，本記事にもあるように元豐5年（1082）に對西夏戰爭の陣中で詠んだ詩の字句で誹りを受けて監邕州鹽米倉に流され，次いで監郴州茶鹽酒稅に移された⁶⁴⁾。郴州（現湖南省郴州市）は荆湖南路に屬するので，この時に葉義叟は張舜民と知遇を得たのである。義叟が提點荆湖南路刑獄公事を罷めて蘇州に歸った時期について，『石林詩話』は「元祐」としか書かないが，舜民は元祐元年（1086）12月に司馬光の推舉によって秘閣校理となるので⁶⁵⁾，舜民が義叟に送行詩を贈れるのは元祐元年中しかない。加えて，「元祐初年」に後任と思われる王兢が提點荆湖南路刑獄に着任していることは，この推定を支持する⁶⁶⁾。また，葉夢得『巖下放言』卷中「世傳神仙呂洞賓」條は「余記童子時，見大父魏公自湖外罷官還」と記すが，科舉童子科（神童科）の受験資格は當時15歳までであり（後に10歳までに制限された時期もある），夢得が10歳だった元祐元年の話として辻褄が合う。義叟が元祐元年に60餘歳だったとすれば，天禧（1017-21）末年から天聖（1023-32）初年の生まれと推定できる。前述のように次子葉助が1040年代半ばの生まれと推定されることは，この推定と矛盾しない。よって，『廣遠葉譜』の示す咸平2年（999）とは20年の隔たりがある。

義叟の末子とされる葉勸は『廣遠葉譜』で天聖七年（1029）生，元祐四年（1089）卒とされるが，上述の推定に従えば，父であるはずの義叟は勸の誕生時に10歳前後で，兄であるはずの葉助はまだ誕生しておらず，明らかに正しくない。

義叟の四子または五子である劭の子で，『廣遠葉譜』では勸の子とされる葉著（忠昭）の生卒年を同譜は皇祐庚寅（二）年（1050）生，宣和甲辰（六）年（1124）卒と記すが，この生年は，義叟一家との關係が不明瞭な葉忠昭の生年としてならともかく，1040年代半ば生まれの葉助を兄にもつ劭の子である葉著の生年としては不適當である。推定される葉劭の生年の上限は，この次兄の生年によって限られる。また，『嘉泰吳興志』

64) 『續資治通鑑長編』卷330 神宗元豐5年10月庚午條：「降授承務郎、新監邕州鹽米倉張舜民監郴州茶鹽酒稅。舜民用高遵裕辟，管勾機宜，從軍出塞，贊畫無功，作詩譏訕。既坐謫，乃言常贊遵裕，不為所聽，凡數事。上批下字文昌齡究實，多如舜民所陳，故稍內徙。」

65) 『續資治通鑑長編』卷380 哲宗元祐元年6月辛丑條および卷393 哲宗元祐元年12月庚寅條：「承議郎、行軍器監丞孫朴，承議郎、行太學博士梅灝，奉議郎張舜民，奉議郎、禮部編修貢籍趙叡，並為秘閣校理。」

66) 〔北宋〕畢仲游『西臺集』卷13「左朝請大夫致仕王公墓誌銘」。

卷17 進士題名によれば、劭は熙寧9年（1076）に長兄勤とともに揃って進士に及第しているから、これによって劭の生年の下限は嘉祐2年（1057）あたりに置くことができる⁶⁷⁾。前述の『靖康要録』の記事によれば劭は靖康元年（1126）にすでに致仕していたが、致仕の基準となる70歳をふまえても、この推定は妥当である。実際の葉著の生年は、父である葉劭の生年がこのように推定されることと、岳父である蔡京が慶曆7年（1047）の生まれであることからある程度は特定できる。葉著の卒年に關しては、それを具體的に推定する史料はもたないが、前述のように南宋建炎元年（1127）にも健在であったので、『廣遠葉譜』の示す卒年でないことは確かである。

『廣遠葉譜』世系圖の中で生卒年が示されるのは一部の人物に限られるが、それらがいずれも信賴に値しないことはここで考證したとおりである。一方、年代は年代でも進士の登第年などは、方志の類いから引用しているようであり、概ね正しいと認められる⁶⁸⁾。ただし、年代や地域の異なる同名の人物に附會した解釋もまま見られるため、即座に信用しかねる部分もある。また、現存する文獻では確認できないものの中には含まれるが、これらの情報源についてはどれほど信用できる分らない。しかし、上で述べた夢得の高祖父葉元輔の例（淳化3年（992）進士）などは、他の文獻では直接確認できないものの、正しいと思われる貴重な例である。ここではもう一つそうした例を示しておきたい。

『廣遠葉譜』世系圖は夢得の曾祖父葉綱に「天禧三年進士」と註記する。天禧3年（1019）には確かに科擧が實施されているが、葉綱がその時の合格者であることを示す史料は知られていないようである⁶⁹⁾。ただし、綱が進士の身分を有したことを窺わせる史料

67) ちなみに、次兄葉助も進士に及第しているので、この兄弟からは3人の科擧合格者が出てことになる。葉助の登第の時期については方建新(1991a)が、葉助の妻晁夫人の墓誌銘に「……而司理君、吳名家子、擧進士知名。乃歸之、時年十有九矣。」とあり、卒年から推算して晁夫人が19歳だったのは熙寧3年（1070）であり、ちょうどその年に科擧が實施されていることから、その時の登第者と推定している。

68) 『廣遠葉譜』卷3「選舉篇」には葉氏の歴代進士合格者リストが載せられているが、これは基本的には『處州府志』選舉志から葉姓の人物をかなり機械的に摘録したものにすぎず、その全ての人物が世系圖に見えるわけではない。また、世系圖に進士及第者であることが註記されているにも拘わらずこのリストに載録されていない者も多い。

69) 龔延明、祖慧（2005, 2014）は知られるかぎりの宋代科擧合格者を網羅した勞作であるが、その天禧3年の項に葉綱の名は見えない。

は存在する。慶曆4年(1044)8月から同6年7月まで知制誥を務めた余靖⁷⁰⁾(1000-64)の『武溪集』巻10には「著作佐郎葉綱可秘書丞」の制誥が収められている。ここで著作佐郎は元豐官制改革後の寄祿官の宣徳郎に、秘書丞は奉議郎に相當し、官階としては中間にある通直郎を飛ばしている算段になるが、この敘遷の方式は有出身者のそれである(梅原1985: 43-48)⁷¹⁾。

従って、湖蘇に遷居した葉達を始祖とする葉氏一族では、元輔より綱、義叟、助を経て夢得に至るまでの直系5代で實に4人の進士を輩出していることになる⁷²⁾。傍系も含めれば、元輔の弟參、綱の従弟清臣、義叟の弟溫叟⁷³⁾、助の兄勤と弟劬、夢得の従弟蕤⁷⁴⁾と、總勢10名の進士を生んでいる。多くの葉姓後裔が葉夢得ら一族の子孫を稱するのも故なしとしない。

2.1.5 その他の世系の考證

『廣遠葉譜』世系に見られる葉夢得一家の綱系から經系への付け替えと葉著一家の劬系から勸系への付け替えは、いずれもそれが族譜編纂者の系譜自體に關わる——葉夢得一家の改變は桐溪葉氏一派と、葉著一家の改變は卯峰葉氏と關係する——という點で明確な意圖が感じられ、かつ個人のレベルに留まらない廣い範圍での家系の改竄であった。しかし同譜世系には、それ以外にも問題のある箇所が目につく。

2.1.5.1 葉夢鼎

まず、33世に列せられる葉夢鼎についてである。この人物は28世達の子元穎の玄

70) 『續資治通鑑長編』巻151 仁宗慶曆4年8月癸卯條:「右正言、集賢校理、同修起居注余靖知制誥、仍知諫院。」; 巻159 仁宗慶曆6年7月丙申條:「右正言、知制誥、知吉州余靖為將作少監、分司南京、許居於韶州。」

71) 『嘉泰吳興志』巻18 碑碣所引の「三住銘」には「宋慶曆四年、左著作郎葉綱書」の記銘があるとされるが、「左著作郎」という肩書は存在しないので、「著作佐郎」の誤寫である。

72) 義叟については『廣遠葉譜』巻9世系に「貢元」の註記がある。

73) 葉夢得『避暑錄話』巻下(巻3)にもあるように、葉溫叟は蘇軾(1036-1101)と同年すなわち嘉祐2年(1057)の進士登第者である。『廣遠葉譜』巻9世系では溫叟に「宋嘉祐二年節度使」とあるが、これは「宋嘉祐二年」の後の「進士」が脱したもので、「節度使」も「度支(郎中)」の誤寫と理解される。

74) 『紹定吳郡志』巻28 進士題名に政和5年(1115)の進士として名が見える。

孫に当たるが（圖1参照）、世系圖は「號西澗。宋咸淳丁卯【三年（1267）】、右相兼樞密使。封信國公，贈少傅。」と註記し、明確に『宋史』卷414に立傳される南宋末の宰相葉夢鼎（字鎮之，號西澗，1200-79）に当てている⁷⁵⁾。しかし、夢鼎は台州寧海縣（現浙江省寧波市寧海縣）の人で、その居住地に葉元穎後裔との接點が見出せないばかりか、年代がまったく合わないことは同じ33世の葉夢得（1077-1148）の生年と比較すれば明らかである。

實は、『陪郭葉譜』はこの人物を「夢弼」に作っており、『廣遠葉譜』も「名弼」と註記して「夢弼」とする家譜の存在を認めている。要するに、この人物は本來「夢弼」という名であったのが、字形の近似する「夢鼎」に見誤られ、その結果として同名で著名な葉夢鼎に附會されたものと考えられる⁷⁶⁾。

2.1.5.2 葉適

上述のような牽強附會は家譜資料には得てして見られるものであるが、あからさまなものもあれば、判断の難しいものもある。もう一つ、容易にそれと判るものを見たい。

26世彪の次子虬の5世孫（32世）に息という人物がいる。世系圖は「初名適，號水心。居永嘉縣。進士，翰林，寶謨閣學【士】，卒諡忠定。夫人汪氏，生二子。」と註記し、『宋史』卷434儒林傳に列せられる永嘉學派の葉適（字正則，號水心，諡文定，1150-1223）に当てている。世系圖で息（適）の曾祖父に当たる偁には「遷居龍泉慈陶」との註があり、處州龍泉縣（現麗水市龍泉市）にいたとされているが、葉適も「龍泉葉適」との署名を用いていたことから知られるように祖籍が龍泉にあった。その點で共通點がなくはないが、適本人が撰じた父葉光祖（1119-1203）と母杜氏（1126-78）の墓誌銘や、適の子息が撰じたという葉適の墓誌銘に據れば⁷⁷⁾、葉適の曾祖父は公濟，祖父

75) 葉夢鼎の生年は『崇禎寧海縣志』卷7人物志・鄉賢・葉夢鼎條に「卒年八十」とあるのに依據する。

76) 『雅畝葉譜』の世系圖は、この人物の弟を記載する一方で、この人物は記さない。『乾隆舊譜』に夢鼎とあったものを荒唐無稽として削除したか。

77) 〔南宋〕葉適『水心先生文集』卷15「致政朝請郎葉公擴誌」；同書卷25「母杜氏墓誌」；『嘉靖溫州府志』卷5丘墓「葉文定公墓」所引「子宣誌」；『永強英橋葉氏宗譜』所引「葉文定公墓碑記」（周夢江2006: 168-169）。

は振端、父は光祖といい、自身は逮、適、還、過、邁、造の6人兄弟、子息には宣、案、宓の3人があった。これは『廣遠葉譜』の記す葉息の世系とは似ても似つかず、葉息と葉適が別人であるのは明らかである。

葉適の記すところに據れば、この家系は公濟のとき龍泉から温州（舊名永嘉郡）瑞安縣（現浙江省温州市瑞安市）に遷ったというが、龍泉所在の葉氏族譜には葉適の世系を含むものがある（葉放 2012）。その葉氏族譜世系は明らかに『廣遠葉譜』の道派世系と共通の起源をもつものだが、それによれば、その家系は25世備の次子道の曾孫である仁訓の流れを汲むものであり、仁訓の玄孫である33世錦が葉適の曾祖父公濟の父に当たる。『廣遠葉譜』では葉錦の子は記載されないが、その弟森の子に公清がおり、公濟とは字輩が共通するので、その系譜には真實味がある。これに従えば、葉適は37世ということになる。

なお、葉息が葉適に附會される背景には、心母職韻字「息」と書母昔韻字「適」が處州方言で同音であるという事情がある⁷⁸⁾。同名の著名人に附會する例の類例とみなしうる。

2.1.5.3 葉翥

次に、葉適と同じ道の後裔で、道の曾孫仁論の6世孫とされる35世の葉翥について取り上げる。この翥には「字叔羽。紹興甲戌進士。慶元戊午同知樞密院事。觀文殿學士、卒贈爵祈國公。居龍泉。生三子。」との註記があるが、これは紹興24年（1154）の進士で、慶元2年（1196）から同4年まで簽書樞密院事、同年に同知樞密院事を務めた葉翥（字叔羽、生卒年未詳）を指している⁷⁹⁾。葉翥は『成化處州府誌』卷18景寧縣誌や『萬曆景寧縣志』の進士題名と人物志で扱われていることから判るように處州景寧

78) 王文勝（2015）卷末附録の常用字對照表に據れば、舊處州（現在の浙江省麗水市にほぼ相當）のうち龍泉市（舊龍泉縣）を除く地域で「息」と「適」が同音である。例えば、松陽縣では兩者とも [ci²] と讀まれる。

79) 〔南宋〕陳騏『中興館閣續錄』卷8官聯下・實錄院修撰・慶元以後：「葉翥〔字叔羽，處州人。紹興二十四年張孝祥榜進士出身。治詩賦。……〕」；〔南宋〕徐自明『宋宰輔編年錄』卷20寧宗皇帝・慶元4年條：「正月丙寅，葉翥同知樞密院事。／翥，自慶元二年四月除簽書樞密院事，是年正月除同知樞密院事，七月丐閑，除資政殿學士、知隆興府。在樞府二年餘。後知紹興府，又知福州。」

縣（現麗水市景寧畚族自治縣）の人である。景寧縣は明の景泰3年（1452）に青田縣より分立したもので、宋代には青田縣（現麗水市青田縣）と一つの行政區域を成したため、葉翥の名は『康熙青田縣志』の進士題名にも見える⁸⁰⁾。

明清代の地方誌には、葉翥の家族に関する記述も見出される。まず、『成化處州府誌』卷18景寧縣志・紀載に載録される明人の潘琴（1424-1513、天順元年（1457）進士）による『重建澄照禪寺記』には「樞密葉公賜爵為祈國公、其仲弟南劍簿端行公」との字句が見え⁸¹⁾、葉翥に弟がいたことが判るが、これは同卷の人物・科貢や『萬曆景寧縣志』に「紹興癸丑」（3年（1133））の進士として見える葉端行である⁸²⁾。なお、紹興3年に科擧は實施されていないのでこれは誤りで、『雍正處州府誌』卷10選舉志や『雍正浙江通志』卷125選舉3など清代の地方誌は科擧實施年である「紹興乙丑」（15年（1145））に改めるが、これも誤りであろう。そもそもの發端は『成化處州府誌』卷18で景寧縣の登第者を「大觀庚寅科 潘特竦／紹興甲戌科 葉翥／淳熙丁未科 潘悞／紹興癸丑科 葉端行／嘉泰壬戌科 葉嗣昌」と年代順に並べる中で、「紹熙」とあるべきところを「紹興」に誤ったことにあるのは明らかで、端行の科擧登第は紹熙癸丑4年（1193）のことに違いない。『萬曆景寧縣志』によれば、その進士題名中に見える嘉泰壬戌2年（1202）の進士、葉嗣昌は葉翥の子である⁸³⁾。

また、『雍正景寧縣志』卷6選舉志・地封には「葉倚〔以子翥貴贈太師、祈國公。〕」とあり、翥の父倚の名が見える。さらに、萬曆7年（1579）刊行の『栝蒼彙紀』卷6選舉表の青田縣の表には元豐2年（1079）進士の葉艾に對して「子份、孫翥」との註記がある。葉份（政和2年（1112）進士）は葉翥の父倚の兄弟ということになる。

いま見た葉翥の家族のうち、子息嗣昌については『宋會要』による裏づけがある：

80) 『康熙青田縣志』卷9選舉志・進士では「葉翥〔沐溪人。同知樞密。〕」とあり、景寧縣として析出された沐溪（沐鶴溪）の人との註記がある。

81) 『萬曆景寧縣志』卷6雜志・寺觀の澄照寺條に引く潘琴『重建澄照寺記』はこれとは全體的に少しずつ字句が異なり、當該部分は「樞密葉公賜爵衛國」「其仲弟奉直大夫」とある。

82) 『萬曆景寧縣志』卷5人物・進士：「紹興癸丑科／葉端行，字適正，翥之弟。任南劍主簿，贈奉直大夫。」

83) 『萬曆景寧縣志』卷5人物・進士：「嘉泰壬戌科／葉嗣昌，字貴修，翥之子。官至中大夫，提擧崇禛觀。」

林岡、韓仁甫、韓信甫、王驎、王駒、葉嗣昌、葉嗣立各降一官，内……王驎、王駒、葉嗣昌永不得與州郡差遣。以右正言胡衡言：「……嗣昌、嗣立前執政之子，弗顧手足之親，鬪訟求勝，十年弗已，而嗣昌營私專利，悖慢非一。」故有是命。

(『宋會要輯稿』職官 75 黜降官 12・寧宗嘉定 12 年 (1219) 6 月 19 日條)

南宋朝で執政職に在った葉姓の人物は、建炎 3 年 (1129) に尚書右丞となった葉夢得、紹興 30 年 (1160) から 32 年に知樞密院事等を務めた嚴州壽昌縣 (現浙江省杭州市建德市南部) の葉義問 (1098-1170)、乾道元年 (1165) から翌年にかけて參知政事や知樞密院事等を務めた興化軍仙遊縣 (現福建省莆田市仙遊縣) の葉顥 (1100-67)、淳熙元年 (1174) に參知政事や知樞密院事等を務めた婺州金華縣 (現浙江省金華市) の葉衡 (1122-83) そして葉翥の 5 人である。このうち、葉顥と葉衡はその後に宰相 (葉顥は左僕射、葉衡は右丞相) に昇進しているため、「前執政」と呼ばれるとは考えにくい。また、葉夢得については既述のように子息の名が全く異なる。

葉義問については、『康熙西安縣志』卷 10 人物志・流寓の葉義問條に「長子端衡，仕至九江，多善政。」とある。この葉端衡は、『宋會要』に嘉泰 4 年 (1204) の知江州罷免の記事が載る人物である (九江は江州の古名)⁸⁴⁾。すでに何度も言及している明中期修『陪郭葉譜』卷 3 には、葉彪後裔世系表に續いて、「嚴州壽昌派」の葉氏世系表が掲載されているが、この中に義問の名が見える。それによれば、義問の子は端朝、端衡、端臣の 3 子で、「端」を字輩とする。この「嚴州壽昌派」世系は信用してよいと思われるが、そうであれば、葉義問も子息の名が一致しないので、「前執政」には該当しない。よって、「前執政」は (年代的に見てもやはり) 葉翥を指すに違いなく、葉嗣昌 (および嗣立) が翥の子だと立證できる⁸⁵⁾。

以上見たように、清代前期までの史料から知られる葉翥の世系は、祖父艾，父倚 (叔

84) 『宋會要輯稿』職官 74 黜降官 11・寧宗嘉泰 4 年 12 月 14 日條：「新知江州葉端衡罷新任，……。以臣僚言：「端衡為守興化，行以慘酷。……。」」

85) 葉嗣昌と葉嗣立の名は『宋會要』の他の記事でも見られる。『宋會要輯稿』職官 75 黜降官 12・寧宗嘉定 6 年 (1213) 10 月 5 日條，同 9 年正月 9 日條，同 11 年 10 月 26 日條，同 15 年 7 月 7 日條。なお，嘉定 6 年條で嗣昌が「葬父母不從儀制」等の理由で罰せられているから，遅くともその時点で葉翥はすでに亡くなっている。

父または伯父に份), 弟端行, 子嗣昌、嗣立というものである。ところが、『廣遠葉譜』の記す葉翥の世系は, 祖父信, 父某(兄弟なし), 弟翥で, 子には志道、思道、味道の3人があったとしており, 何一つ一致しない。次子とされる思道に「字子昌。嘉泰壬戌傳榜進士。」と註記されるのは嘉泰壬戌2年(1202)傳行簡榜の進士である葉嗣昌の履歴が反映されたものであり, ここにも作為の痕跡が窺われる。

葉翥の末子とされる味道には「字亨昌。嘉定庚辰科劉涓榜進士。由龍泉遷温州永嘉南湖, 興族發派, 以公為始祖者不計。祠已自公以下考覈不精, 支系繁紊, 不敢脆載, 事實另述。」と註記されているが, これは嘉定庚辰13年(1220)の進士で, 朱熹の門人として知られる葉味道(初名賀孫, 字知道, 號西山, 諡文修)を指している。しかし, 慶元黨禁を推進する立場にあった葉翥と⁸⁶⁾, 黨禁が解除されるまで科擧に合格できなかった葉味道に⁸⁷⁾, 父子關係は想定しがたい。知られるかぎり龍泉と関わりのない葉翥に『廣遠葉譜』で「居龍泉」と註記されるのも, 一部史料で「龍泉人」とされる葉味道を⁸⁸⁾, 翥の子とすることから出た要請に違いない。上で論じたように葉翥を道の曾孫仁論の後裔に繋ぐことは不適當であり, 同様に葉味道を仁論後裔とみなす根據もない。『廣遠葉譜』で翥の父とされる某に「舊譜不明, 今附之。」と註記されているのは, この家系が本來仁論後裔とは関わりがなかったことを示唆している。

2.1.5.4 葉義問

論述の過程で葉義問について觸れたので, 關聯する話題を論じておきたい。『廣遠葉譜』は始祖葉琚の次子儉の後裔を主に扱う族譜ではあるが, 卷8には儉の兄弟の後裔各派(碩派、遊派、願派)の世系圖も附載している。そのうち碩派として記載される

86) 『宋史』卷156 選舉2・科目下:「寧宗慶元二年, 韓侂胄襲秦檜餘論, 指道學為偽學。臺臣附和之, 上章論列。劉德秀在省闈, 奏請毀除語錄。既而知貢舉吏部尚書葉翥上言:「士狃於偽學, 專習語錄詭誕之說, 中庸大學之書, 以文其非。有葉適進卷、陳傅良待遇集, 士人傳誦其文, 每用輒效。請令太學及州軍學, 各以月試合格前三名程文, 上御史臺考察, 太學以月, 諸路以季。其有舊習不改, 則坐學官、提學司之罪。」是舉, 語涉道學者, 皆不預選。」

87) 『宋史』卷438 儒林8・葉味道傳:「少刻志好古學, 師事朱熹。試禮部第一, 時偽學禁行, 味道對學制策, 率本程頗無所避。知舉胡紘見而黜之, 曰:「此必偽徒也。」既下第, 復從熹于武夷山中。學禁開, 登嘉定十三年進士第。」

88) 例えば、『古今萬姓統譜』卷124 入聲・十六葉・葉賀孫條に「龍泉人」とある。『宋史』葉味道傳では「温州人」とある。

のは義問を輩出した「嚴州壽昌派」の世系であり、その内容が『陪郭葉譜』所載の「嚴州壽昌派」世系表と體系的な類似を示すため、『廣遠葉譜』の碩派世系圖は『陪郭葉譜』所載世系表と共通の起源を有する資料に基づいて増補されたものと推定される。

ところで、『余姚孝義虹橋葉氏宗譜』（清）道光7年（1827）纂修，上海圖書館2000: 800, 2008: 3305）卷10には葉義問の父葉材の墓誌銘（「居易翁葉材墓誌銘」）が收められており，その記載によれば材の高祖は允冲，曾祖は苻，祖は諮，父は鑄とされる。注目すべきはこの世系が『廣遠葉譜』世系圖にも見られることで，すなわち，26世彪の次子虬（允冲はその號とされる）の下に苻—諮—鑄と続く世系がそれである。『廣遠葉譜』では鑄までで記載が途絶えているものの，かつての世系圖ではさらに鑄—材—義問と續いていたことを窺わせる根拠が2つある。1つは『廣遠葉譜』世系圖で鑄に「贈太傅」との註記があることで，これはその子や孫に高位高官に達した者があったことを示唆する。もう1つは，浙江慈谿『施公山葉氏宗譜』（民國10年（1921）纂修，上海圖書館2000: 796, 2008: 3304）卷2が慈谿鳴鶴葉氏族譜からの録出として載録する「括蒼葉氏世系圖」である。これは『乾隆舊譜』と類似する特徴をもつ處州葉氏世系圖であるが，苻以下の世代が省略される代わりに，そこに「義問之高祖」との註記がある。これは『廣遠葉譜』以前の處州葉氏世系圖に苻—諮—鑄—材—義問という世系を記すものがあったことの明證である。

しかし，この世系は真正の葉義問世系ではないと考えられる。『陪郭葉譜』所載「嚴州壽昌派」世系圖によれば，義問の父である材の高祖は寧，曾祖は文瑗，祖は聰，父は璠であり⁸⁹⁾，史料としての信頼性が高いこちらの世系に分がある。『虹橋葉氏宗譜』所收「居易翁葉材墓誌銘」は岳飛撰とされ，典型的な偽託であり，他の記載内容にも矛盾があるところがある。この墓誌銘は『廣遠葉譜』よりも古い系統の處州葉氏世系圖に基づいて偽作されたものに違いない。

このように，かつての處州葉氏世系圖は誤った葉義問世系を載せていたと推定される。『廣遠葉譜』でその部分から材と義問が削除されているのは，葉義問の家系を含む「嚴州壽昌派」の系譜資料に基づいて碩派の世系圖を増補するにあたって，もとの世系圖に示されていた義問の家系の方を誤りとみたからであろう。

89) 『廣遠葉譜』碩派世系圖によれば，高祖と曾祖は一致するが，祖は咨，父は儔とされる。

2.1.5.5 葉謙亨

最後に、葉謙亨の例を見よう。謙亨は『廣遠葉譜』で37世とされており、圖1では表示できていないが、26世彪の次子虬の後裔とされている。葉謙亨は紹興18年(1148)の進士だが⁹⁰⁾、この年の進士合格者には朱熹(1130-1200)が含まれていたこともあり、合格者名簿である「同年小録」が今に伝わっている。その『紹興十八年同年小録』によれば、葉謙亨はこの年の合格者330人中の第9位、すなわち第一甲第九人であり、そこには次のようにある：

葉謙亨，字伯益，小名阿五，小字星卿。

年三十四，二月二十八日生，外氏劉。

偏侍下。第百六。兄弟三人。二舉。娶劉氏。

曾祖文，故，不仕。祖瑾，故，不仕。父彌性，故，不仕。

本貫處州麗水縣孝行鄉雲堂里，兄需亨為戶。

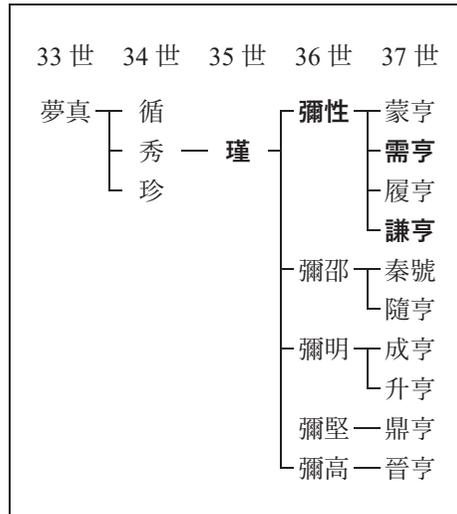
これによれば、葉謙亨は2度目の科擧受験にて合格したが、その時34歳であったというから政和5年(1115)の生まれである。曾祖父は文、祖父は瑾、父は彌性といい、みな出仕歴はなく、すでに故人であった。「偏侍下」とあるから、母劉氏はまだ存命であった。兄弟は3人おり、同族同輩中の排行は106番目である⁹¹⁾。本貫は處州麗水縣孝行鄉雲堂里にあり、兄の需亨が戸主であった。

これに對して、『廣遠葉譜』世系圖(卷9、卷11)は葉謙亨世系を圖3のように記載する。謙亨は4人兄弟の末子で、次兄に需亨がおり、この點は「兄弟三人」「兄需亨」という『同年小録』の記載と見事に一致する。また、「父彌性」と「祖瑾」という記載も一致している。ところが、『同年小録』の「曾祖文」に對して『廣遠葉譜』が記す謙

90) 『中興館閣錄』卷8官聯下・校書郎・紹興以後條：「葉謙亨〔字伯益，括蒼人。王佐勝進士及第。治詩賦。……〕」。王佐は紹興18年の進士狀元である(『宋史』卷30高宗紀7・紹興18年4月甲辰條：「賜禮部進士王佐以下三百三十人及第、出身。」)。なお、葉謙亨は紹興21年(1151)に博學宏詞科にも合格している(『宋會要輯稿』選舉12制科3・宏詞・高宗紹興21年4月9日條)。

91) 「第百六」のような「第數」の解釋は中嶋(1994, 1995)に從う。

亨の曾祖は「文」ではなく「秀」である。



〔圖3〕『廣遠葉譜』葉謙亨世系圖

『廣遠葉譜』の葉謙亨世系に對する疑問は、このように曾祖父の名が一致しないことに加え、謙亨が37世とされることにもある。葉虬の家系からは年代推定の基準となるような著名な人物が出ていないため確言できないが、37世が12世紀初頭の生まれというのは他の家系の同輩との年代差が大きすぎるように思われる。同じ彪派の中で考えると、29世の元輔（弟參が乾徳2年（964）の生まれ）の後裔に当たる35世の人物たち（すなわち夢得の孫と從孫たち）は12世紀末葉から13世紀初葉にかけての在官が文献上確認できるが（王兆鵬2003: 3891-3892）、そのことから彼らの生年は12世紀半ばころと推定され、その孫世代である37世の生年はそれより半世紀ほど下の算段になる。謙亨の生年とは歴然たる差がある。しかも、『廣遠葉譜』で謙亨の7世祖に当たる30世の曹哥は、『陪郭葉譜』や、『乾隆舊譜』の記載を反映する『雅畝葉譜』では、虬の後裔ではなくその兄蟻の孫である元輔の子（綱の弟）とされている。その世系に従うならば、同じ元輔後裔の37世たちとの生年の差はなおさら深刻な問題となる。

このように見てくると、『廣遠葉譜』の葉謙亨世系には次のような成立事情が推測される。すなわち、『乾隆舊譜』には本來、葉謙亨の世系は記載されていなかったが⁹²⁾、道光重修の際に謙亨の祖父瑾以下の世系圖表が手に入り、その内容に従って處州葉氏

92) 『雅畝葉譜』ではこの家系は33世夢真らの世代までしか記載されていない。

世系圖を擴充した。その僅以下の世系自體は正しいものだったものの、理由は定かでないがそれを處州世系圖の誤った位置に繋いでしまったということであろう⁹³⁾。

2.1.6 小括

以上、『廣遠葉譜』所載の處州葉氏世系圖の史料價値を批判的に検討した。その結果から同世系圖の性格を要約すると、まず世系圖の土臺となる處州葉氏彪派世系の骨子部分は、葉夢得世系および葉著世系の作為的改變を除けば、概ね史實と整合的であり、荒唐無稽なものではない。ただ、そこには多數の、本來は系譜關係のない家系や個人が附會されたり、史實とは合わない傳承（居住地や生卒年）が附加されたりしていると考えられる點に注意しなければならない。蘇州葉氏であるはずの葉綱後裔から處州各地の葉氏支派が派生したことにされている點などがそうで、また葉夢鼎や葉適、葉翥と葉味道の事例はいずれも個人レベルでの附會の例である。葉夢得世系の書き換えは道光11年（1831）の重修時に行なわれたもので、一方、葉著世系の書き換えは乾隆45年（1780）以前にすでに行なわれていたと推定される。

また、『廣遠葉譜』にとって核心的な彪派遠系の世系圖以外の部分には、葉謙亨世系の事例が示すように、局所的には正しいが大局的に見れば家系の位置づけ全體が合理的でないようなものが混在している可能性がある。

したがって、『廣遠葉譜』の史料價値は、彪派世系圖に關して言えば、『陪郭葉譜』のような史料年代からみても信頼性からみてもより優れた世系圖表が存在するために相對的に低い。むしろ、その價値は、他の世系圖では見ることのできない葉謙亨世系のような局所的には史實と整合的な世系圖を周邊部に保存しているところに認められるのではないかと考える。

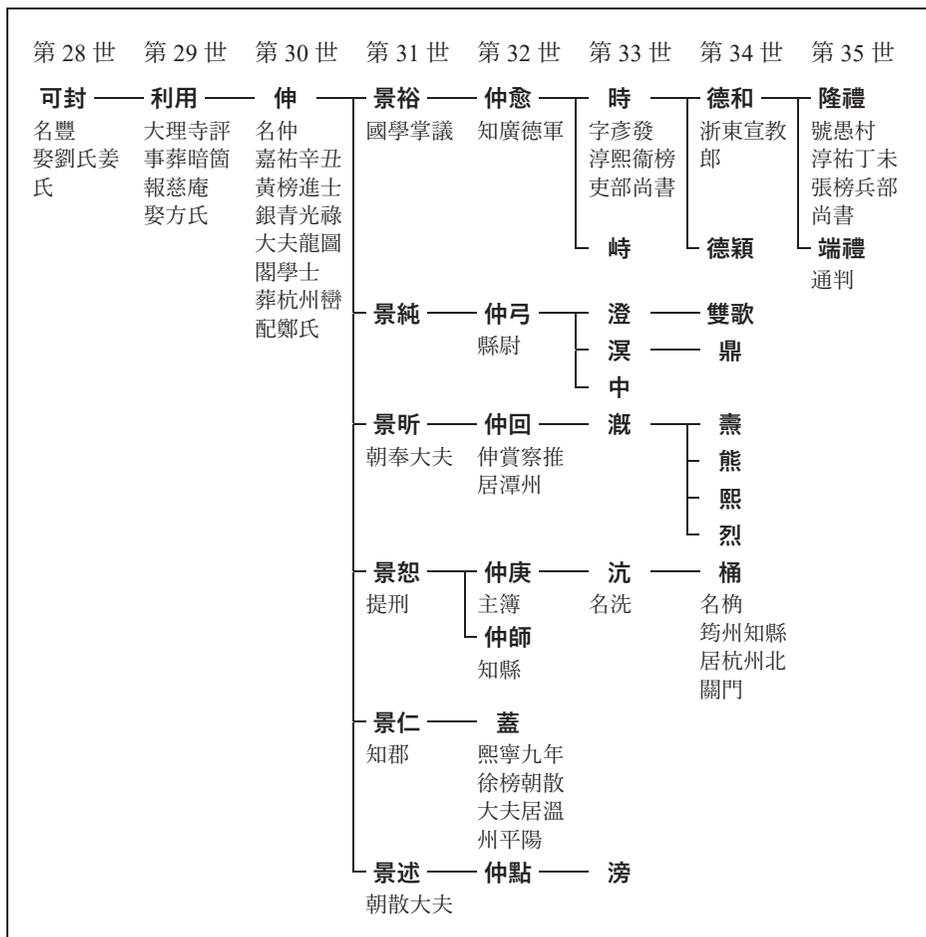
93) 葉謙亨は科舉受験時に届け出た本籍地が處州麗水縣孝行鄉（處州城近郊）であったため、『成化處州府誌』では謙亨の進士登第の記録を卷3麗水縣誌に載せるが、傳記は卷5青田縣誌に載せ、青田縣人として扱っている。ここから推察されるように、葉謙亨の家系は青田縣を本據としていたと推定されるが、『廣遠葉譜』では33世夢真に「遷居青田城内」と註記されており（『雅畝葉譜』にも「居青田」とある）、そのことが葉謙亨世系をここに繋げる一因になったとみられる。

2.2 葉隆禮の先世および後裔

2.2.1 世系概観

2.2節では、2.1節の結論をふまえて、『廣遠葉譜』所載の葉隆禮世系が史實に整合的かどうかを検討する。

まず、以下に『廣遠葉譜』世系圖（卷9、卷10）に記載される28世から35世までの葉隆禮世系を示す（圖4）。ここでは、同世系圖に記載される人物をすべて示し、各個人に附された註記も、世代數、排行や生子數を示す字句を除いてすべて示す⁹⁴⁾。



〔圖4〕『廣遠葉譜』葉仲系世系圖

94) 世代數と排行は「行○△位」という形式で示されるが、実際には排行を示す「△位」の部分はすべて空位であり、また、世代數を示す「行○」や「生□子」という情報は世系圖から読み取れるので、省略しても情報量に変わりはない。

『雅畷葉譜』「松陽卯峰世系圖」で28世可封までしか記載がなく、他にも可封（可豊）までしか記載しない處州葉氏世系圖（例えば前述の『施公山葉氏宗譜』巻2が引く2種の「括蒼葉氏世系圖」）が複数存在することから、『乾隆舊譜』でも道派の世系はそこまでしか記載されておらず、29世利用以下の世系は道光重修時に加えられたものと考えられる。これは同じ道派で可封の兄に当たる可浚の後裔の世系についても同様で、『廣遠葉譜』では可浚の世系は彪派の達の世系と同じくらい充實した記載内容をもつが、『乾隆舊譜』ではこれもなかったものと推測される。ただ、可浚の場合はその後裔が『廣遠葉譜』の修譜に協力しており⁹⁵⁾、彼らによって系譜が提供されたと考えられるが、可封の場合は35世隆禮の世代で記載が途絶えており、その後裔が修譜に參與した形跡もないため、この世系圖の典據は不明である。

1節で觸れたように、葉隆禮世系に関わる史料としては隆禮の子葉志信の墓誌（正確には「生誌」）が知られている（顧宏義2017）。これは、志信が死の間際に自撰したとされる墓誌で、明代中期の錢塘人徐伯齡（字延之）の『蟬精雋』巻8「雨窻翁生誌」に引かれている（以下、本史料を『葉志信生誌』と呼ぶ）。以下に、世系に関わる部分を抜粹する（丸數字は引用者による）：

雨窻居士，姓葉氏，系出括蒼，名志信，字伯遜，一字誠之。雨窻則其寓室也。

①七世祖諱伸，宋進士，仕東都為御史，職直龍圖閣，贈銀青光祿大夫，入元祐劉摯黨籍。嘗持漕節浙西，因家錢唐。②四傳至文康公，居嘉興，遂為嘉興人。文康諱時，淳熙甲辰甲科進士，仕至吏部尚書，龍圖閣學士、光祿大夫致仕，贈開府儀同三司。③文康之子諱德穎，宋宣義郎，監行在編估局門，贈朝散郎。④朝散之子諱隆禮，淳祐丁未進士，仕至朝奉大夫，直寶文閣，知紹興府、浙東安撫。實居士之曾祖考、祖考、考也。

ここには4人の父祖（①伸，②時，③德穎，④隆禮）の事歴が語られているが、そ

95) 30世修睦を始祖とする古市大井頭葉氏や、その兄修己の子渭叟を始祖とする十三都玉巖葉氏、29世仁訓を始祖とする十三都何山頭葉氏、その兄仁讚を始祖とする龍泉城内大街の葉氏などの名が「捐助鴻名」「頒譜字號」（巻12所収）に見える。なかでも大井頭葉氏は譜序も寄せており（巻1所収）、道派の中で最も『廣遠葉譜』への關與が深いと考えられる。

の4人はいずれも『廣遠葉譜』世系に見える人物である。徳穎に関しては『廣遠葉譜』では隆禮の父ではなく叔父となっているが、それを世系圖の傳寫過程での誤記とみて隆禮兄弟を徳穎の下に繋ぎ直すならば、一見するかぎり『廣遠葉譜』の世系圖は葉隆禮の世系を知ることのできる貴重な史料のように思える。ただ、『廣遠葉譜』の史料としての信頼性から言えば、これが史實を正しく反映する世系であるかどうかは注意深く検討する必要がある。以下では、葉隆禮の先世のうち文献上確認することのできる2人の人物、葉伸と葉時の事蹟を見ることで、その正当性を検証する。

2.2.2 葉伸

葉伸は『廣遠葉譜』や『葉志信生誌』にあるように北宋嘉祐6年(1061)の進士である⁹⁶⁾。『葉志信生誌』は葉伸が浙西(錢塘江以北)への赴任を契機に錢唐に定居することになったと伝える。ここでの「錢唐」は錢塘縣というよりも杭州の古名としてより広い範圍を指す地域名だろう。葉伸の杭州への遷居以前は、『葉志信生誌』で「系出括蒼」とあるようにこの家系は括蒼(處州(もと括州)の古名)にあったらしい。葉伸の科擧登第の記録が基本的に處州と杭州でしか見つからないのは、そのことを支持する。杭州への遷徙が仕官後のことなら、『成化處州府誌』で松陽縣の進士題名に名が記載されることが示すように、葉伸は處州松陽で科擧を受験したと考えられる。伸は處州松陽の人物と考えてよいであろう。その點では葉伸が處州葉氏の世系圖である『廣遠葉譜』に現われることはまったく不自然ではない。

葉伸を語る上で缺かせないのは、哲宗元祐年間(1086-94)に宰相となった劉摯(1030-97)との關係である。葉伸は元祐年間、御史臺主簿から兩浙路轉運判官、その後まもなく同轉運副使となり、都官員外郎を経て殿中侍御史に推擧されたが、これを辭して受けず、河北路轉運副使として外任に出された⁹⁷⁾。この間、御史臺主簿への任

96) 『咸淳臨安志』卷61人物2・國朝進士表・仁宗嘉祐六年王俊民榜；『成化杭州府志』卷39科貢・進士・嘉祐六年王俊民榜；『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・科貢・進士・嘉祐辛丑科。なお、『廣遠葉譜』が「黃榜」というのは北宋嘉祐辛丑6年(1061)ではなく南宋淳熙辛丑8年(1181)の狀元黃由を取り違えたものとみられる。

97) 『續資治通鑑長編』卷407哲宗元祐2年11月壬申條：「兩浙轉運判官、朝散郎葉伸為轉運副使。」；卷428同4年5月乙未條：「朝散郎、權發遣兩浙路轉運副使葉伸為都官員外郎。」；卷433同年9月乙亥條：「三省言：「近詔擧台察官，今御史中丞傅堯兪、侍御史朱光庭薦戶部員外郎穆衍、都

官や兩浙運判から兩浙運副への昇任には劉摯による引き立てがあったとされ、明確に劉摯の黨人とみなされていた⁹⁸⁾。そのため、徽宗崇寧年間(1102-06)に宰相蔡京政權下で劉摯ら政敵を列擧した公職追放者リストである『元祐黨籍碑』が立てられると、葉伸もその中に名を連ねた⁹⁹⁾。

葉伸の生年を特定する手がかりとなるのは、一つは嘉祐6年(1061)の科擧登第で、進士合格者年齢の下限を『紹興十八年同年小録』での實例に基づき18歳とすると、遅くとも慶曆4年(1044)には生まれていなければならない。一方、葉伸は紹聖元年(1094)に知福州に着任したが¹⁰⁰⁾、同4年(1097)に致仕を強いられている¹⁰¹⁾。この年には元祐黨人が多く處分を受け、劉摯も新州(現廣東省雲浮市新興縣)へ流されているが(同年死去)、葉伸の致仕が同様の意味をもつことは、その致仕が『長編紀事本末』において「逐元祐黨」の題目のもと取り扱われている点からも窺える。したがって、ここからこの時の年齢が70歳だったと決定するのは暴論であるが、それでも概ねその程度であったろうとは想定できる。そのように見た場合、葉伸は天聖6年(1028)頃の生ま

官員外郎葉伸，翰林學士承旨蘇頌等薦利州路轉運判官陳鵬。』；卷456同6年3月丁亥條：「戶部郎中葉伸為殿中侍御史，伸辭不拜。」；卷457同年4月辛亥條：「戶部郎中葉伸為左司郎中。左諫議大夫鄭雍、右正言姚勛言：「伸先辭免殿中侍御史，而授左司郎中於義未允。既而伸亦自請補外。」詔伸別與差遣。」；卷458同年5月庚辰條：「左朝請郎、左司郎中葉伸為河北路轉運副使。」；卷484同8年7月乙亥條：「左朝散大夫、權發遣河北路轉運副使葉伸落「發遣」字。」

98) 『皇宋通鑑長編紀事本末』卷99朋黨：「葉伸曾任臺簿，乃摯所擧，未久除兩浙運判，又升運副，召為省郎，趙君錫薦伸御史，伸不就，即除左司，又除河北運副。」；『宋會要輯稿』食貨49・轉運・元祐8年7月2日條：「殿中侍御史來之邵言：「張景先自陝府西路轉運判官，不半年，就遷本路轉運副使，緣三路轉運副使例比諸路轉運使，超升過甚。昔劉摯執政，昵愛葉伸，自兩浙轉運判官就除副使，士論至今不平。今朝廷清明，謂如葉伸僥倖之事，不宜復見於今日。望賜寢罷。」

99) 原碑は崇寧1-3年に京師，次いで諸州縣に立てられたが，同5年に徽宗の命ですべて毀された。南宋朝では却って元祐黨籍に入ったことを榮譽と看做したため，黨人の子孫によって重刻された。その碑文は廣西壯族自治區に2件の摩崖碑(桂林市龍隱岩の慶元4年(1198)重刻碑と柳州市融水苗族自治縣真仙岩の嘉定4年(1211)重刻碑)として傳わるほか，〔南宋〕馬純『陶朱新録』(四庫本は「葉伸」に誤る)や〔南宋〕李心傳『道命録』卷2等に著録される。また，その黨人名簿は〔南宋〕楊仲良『皇宋通鑑長編紀事本末』卷122徽宗皇帝・禁元祐黨人下にもある。

100) 『乾隆福州府志』卷31職官4・福州知州事：「葉伸〔紹聖元年十二月以朝奉大夫知。〕」

101) 『皇宋通鑑長編紀事本末』卷102逐元祐黨下・紹聖4年閏2月丁亥條：「詔知福州、朝奉大夫葉伸，特令守本官致仕。」また，その2年後には降格處分を受けている。『續資治通鑑長編』卷507哲宗元符2年3月己未條：「詔朝奉大夫致仕葉伸特降三官。」

れとなる。なお、『元祐黨籍碑』では「葉伸〔故〕」と刻されているので、碑が刻まれた崇寧3年（1104）時点で葉伸は故人であったことが分かる。

この年次に基づいて『廣遠葉譜』の葉伸世系に矛盾がないか検討してみよう。まず、伸の五子景仁の子に、熙寧9年（1076）の進士で温州平陽に居したと註される葉蓋がいる（圖4参照）。「平陽」というのは『萬姓統譜』等に據ったのだろうが¹⁰²⁾、熙寧進士の葉蓋は王象之『輿地紀勝』に桂陽軍の人物として記録されているように¹⁰³⁾、温州平陽縣（現浙江省温州市平陽縣）ではなく桂陽軍平陽縣（現湖南省郴州市桂陽縣）の人である。つまり、これは葉伸の孫ではない別人の傳承を附會したもので、参考にならない。

可封派の中には年代特定の基準となる適当な人物がないので、範圍を可浚派にも擴張すると（圖1参照）、彼ら道派で唯一生卒年が判明するのは33世の釋道行である。道行の傳記は嘉泰4年（1204）刊『嘉泰普燈錄』に「衢州烏巨雪堂道行禪師」として見え、その記述から元祐4年（1089）生、紹興21年（1151）卒と判る¹⁰⁴⁾。また、同じ33世では30世修己の曾孫萃が紹聖元年（1094）進士の松陽人葉萃とみられ¹⁰⁵⁾、30世修睦の曾孫承は元豐5年（1082）進士の松陽人葉承とみられる¹⁰⁶⁾。同じく修睦の曾孫に当たる葉惟鞠は宣和年間（1119-25）に松陽葉牆頭村より耐性橋村に遷居したとの傳承をもつ¹⁰⁷⁾。32世には嘉祐8年（1063）進士の松陽人仲詢と¹⁰⁸⁾、元豐8年（1085）進士の松陽人仲諶（道行の父）がいる¹⁰⁹⁾。31世では惟鞠の祖父日新が寶元年間（1038-40）

102) 〔明〕凌迪知『古今萬姓統譜』卷124入聲・十六葉：「葉蓋〔平陽人。熙寧中，以才雅賦魁上庠，見者目為南瑞。累官知郴州。〕」

103) 〔南宋〕王象之『輿地紀勝』卷61荊州南路・桂陽軍・人物：「葉蓋〔熙寧中，葉蓋以才雅賦魁上庠，見者目為南瑞。〕」葉蓋は進士登第の記録も湖南にある：『嘉靖衡州府志』卷5選舉・甲科・州學。

104) 『嘉泰普燈錄』卷16「衢州烏巨雪堂道行禪師」：「括蒼人，族葉氏。父仲諶，仕二千石，摯心祖道，號見獨居士。……【紹興】二十一年春，示疾。……乃二月九日也。黎明，沐浴易服，加趺而逝。……壽六十三。夏四十五。」

105) 『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・人物・科貢・進士：「紹聖甲戌科 葉萃」。

106) 『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・人物・科貢・進士：「元豐壬戌科 葉承」。

107) 〔清〕同治10年（1871）修松陽『耐性橋葉氏宗譜』（上海圖書館2008: 3326）。

108) 『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・人物・科貢・進士：「嘉祐癸卯科 葉仲詢」。なお、『順治松陽縣志』卷5地封に「葉若谷〔以子仲詢贈宣德郎。〕」と見える。

109) 『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・人物・科貢・進士：「元豐乙丑科 葉仲諶」。

に松陽厦田村より同邑葉牆頭村に遷居したとの傳承をもつ¹¹⁰⁾。30世では修己が至道年間(995-97)に松陽卯峰より同邑厦田村に遷居したとの傳承をもつ¹¹¹⁾。ここに引いた族譜に見られる遷居の年代は進士登第の年次と矛盾がなく、信賴してよいものと思われる。そこで、30世修己が遷居時に30歳代だったとして960年頃の生まれと假定してみる。1世代20年のかなり短い間隔の世代交代2回を假定すれば、28世可浚は920年頃の生まれとなる。一方、葉伸を1030年頃の生まれとし、1世代50年のきわめて長い間隔の世代交代を2回假定すれば、28世可封は930年頃の生まれとなり、可浚と兄弟らしくなる。これくらいの不自然な年代差を假定しなければ、可浚系と可封系の系譜關係は説明できない。つまり、『廣遠葉譜』の道派世系圖には(おそらく可封系に)誤りがあると考えられる。葉伸が假にこの處州松陽葉氏と系譜關係があったとしても、葉謙亨世系の事例がそうであったように、世系圖は葉伸系を正しい位置に繋げてはいないと考える。

2.2.3 葉時

葉時(字秀發, 號竹埜, 諡文康)は南宋淳熙11年(1184)の進士である¹¹²⁾。葉時には『禮經會元』という著作があり、その卷頭には6世孫葉廣居による「竹埜先生傳」が附されている。その冒頭は先世について次のように述べる:

先生諱時, 字秀發, 系出縉雲葉氏。上世宦遊浙右, 樂錢唐風土, 因家焉。祖伸, 元祐, 紹聖間副臺端, 偕劉摯、孫覺奏雪熙寧以來刑獄, 坐是鐫秩, 訴理黨。

110) [清] 同治10年(1871) 修松陽『耐性橋葉氏宗譜』(上海圖書館2008: 3326)。

111) [清] 同治9年(1870) 修松陽『厦田葉氏宗譜』(上海圖書館2008: 3324)。

112) 『中興館閣續錄』卷7官聯上・丞・開禧以後:「葉時〔字秀發, 臨安府錢塘人。淳熙十一年衛涇榜進士及第。治詩賦。……〕」;『咸淳臨安志』卷61人物2・國朝進士表・孝宗淳熙十一年甲辰衛涇榜:「葉時〔甲科〕」;『成化杭州府志』卷39科貢・進士・淳熙十一年衛涇榜:「葉時〔仁和, 甲第〕」;『嘉靖仁和縣志』卷8科貢・進士・淳熙十一年:「葉時〔甲第〕」;『至元嘉禾志』卷15宋登科題名・淳熙十一年衛涇榜:「葉時〔甲科〕」;『嘉興府圖記』卷17人文8選舉・宋進士・淳熙甲辰;『崇禎嘉興縣志』卷12選舉志・薦舉科第・淳熙十一年甲辰科進士;『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・科貢・進士・淳熙甲辰科。

葉氏の出自を縉雲（處州の古名）とし、任地として赴いた浙右（浙西）に定居して錢唐（杭州）人となったとするところは『葉志信生誌』と共通する。始遷祖である葉伸については哲宗元祐、紹聖年間に副臺端（殿中侍御史の別稱）となって（實際に就任してはいない）、劉摯や孫覺（1028-90）らとともに司法、監察を司ったことを述べるが、この語りにも劉摯の黨人という葉伸の性格がよく現われている。

葉時自身の経歴については「竹堦先生傳」のこの後の文章に詳しく書かれており、『宋會要』や『中興館閣續録』からも多くの記事を拾うことができ、寧宗朝の慶元年間（1195-1200）から嘉定年間（1208-24）初年にかけて、太常寺主簿、太常博士といった太常寺の役職、秘書郎、秘書丞といった秘書省の役職、監察御史、殿中侍御史といった臺官、右正言、右諫議大夫といった諫官を歴任していることが窺える。嘉定年間には知泉州、知福州、知婺州、知潭州等の外任を務めたあと、工部尚書、次いで吏部尚書に至った。續く理宗朝では寶慶年間（1225-27）に知建寧府を務めている¹¹³⁾。

建寧府（現福建省南平市）での在任中、葉時は郡齋（郡守の住まい）で2種の書籍の刊刻を行なっている。一つは徐天麟『東漢會要』の新刻で、現存する寶慶2年刊本には葉時の序文が付されており、「寶慶丙戌良月朔，古栝葉時書」の署名がある。もう一つは紹興10年（1140）に刊刻されていた曾慥『類説』の重刻で、その時に刊刻された寶慶2年刊本は現存しないが、後代の鈔本や天啓6年（1626）刊本に葉時序が収められており、「寶慶丙戌八月初吉，古栝葉峇書於建安堂」（「峇」は「時」の異体字）と記されている¹¹⁴⁾。「古栝（古括）」は栝蒼（括蒼）すなわち處州を、「古栝」は杭州を指し、前者は葉時の祖籍を、後者は籍貫を示している。

葉時は知建寧府を勤め上げたのち致仕¹¹⁵⁾、晩年は嘉興に遷居して竹堦愚叟と號し、『禮經會元』を著わした。また、『竹堦詩集』という詩集も世に行なわれていたという。葉時の卒年は定かでないが、薨じて開府儀同三司を贈られ、湖州烏程縣の金斗山に葬

113) 〔南宋〕真德秀『西山先生真文忠公文集』卷26「建寧府重修州學記」：「寶慶紀元之初年，天官尚書葉公以顯謨閣學士出牧建安。……公名時，字秀發，括蒼人。三年春三月甲寅，郡人真某記。」；『八閩通誌』卷31秩官・歷官・郡縣・建寧府（知府事）：「葉時〔寶慶間任〕」。

114) ただし、天啓刊本は「葉峇」を「葉魯」に、「建安堂」を「建中堂」に誤っている。

115) 「竹堦先生傳」：「理宗即位，以顯謨閣學士知建寧府。政成，告老，授寶文閣學士、提舉西山崇福宮，又進龍圖閣學士、光祿大夫致仕。」

られた¹¹⁶⁾。

葉時の生年については「竹塹先生傳」からかなり限定することができる：

……授工部尚書。會皇嗣未建，乞遜宗籍以繫天下之望。於是，濟王竑正位儲極。加修玉牒、兼侍讀。遷吏部尚書。星變海決，疏謂得人心，乃可以得天心。又論治內治外莫先於固邦本、振國威。上欣然，嘉納。繼以年至，願乞骸骨。上曰：「天官經筵賴以資，朕不德詎宜輕捨去耶。」理宗即位，以顯謨閣學士知建寧府。

「年至」は70歳に達したことを意味し、葉時は致仕を願い出るが、許されていない。この件は葉時が吏部尚書になって以降で、かつ嘉定17年(1224)閏8月の理宗の即位以前のことである。『宋會要輯稿』崇儒7・經筵によれば、寧宗嘉定14年(1221)11月18日時點で葉時は「太中大夫、試工部尚書、兼修玉牒官、兼侍讀」であり、まだ吏部尚書にはなっていない¹¹⁷⁾。よって、葉時が70歳を迎えるのは嘉定15年から17年の間に絞ることができる。そこから、葉時の生年は紹興24年(1154)前後と推定される。

ここで、『廣遠葉譜』では曾祖父と曾孫の関係にあるとされる30世葉伸と33世葉時の関係を考えてみよう。上述したように葉伸は凡そ1030年頃の生まれで、葉時は1154年前後の生まれと推定される。その間には31世景裕と32世仲愈の2代があるとされる。となれば、この家系には平均して40歳餘りで世代交代が生じている計算になる。これは一般論としてはまったく不可能ではないが、景裕が6人兄弟の長子であり、後に5人の弟(と世系圖には記載されない女きょうだいたち)が生まれることを考慮に入れるならば、伸と景裕の年齢差にはそれほど期待できないので、伸から時までで4世代というのは現実的ではないように思われる¹¹⁸⁾。上に引いた『葉志信生誌』では、伸か

116) 「竹塹先生傳」：「以薨贈開府儀同三司，爵南陽郡開國公，食邑二千一百戶，食實封一百戶，葬吳興金斗山，諡文康先生。」吳興(湖州)の金斗山については、『弘治湖州府志』卷6山川・烏程縣：「金斗山，在縣西三十里。」；『崇禎烏程縣志』卷2山墟・西境之山：「金斗山〔縣西三十里。……〕」。

117) このあと吏部尚書に任じられたことは、〔南宋〕崔與之『崔清獻公全錄』卷9「轉朝議大夫」において嘉定17年9月時點の葉時の官銜が「正奉大夫、守吏部尚書、兼修玉牒官」となっていることから判る。

118) もっとも、『廣遠葉譜』は本來葉達の末子である參を長子にもっていくような操作を行なっ

ら「四傳」で時に至ると書かれていた。これは数え方によるのかもしれないが、最も一般的な捉え方としては伸と時が高祖父と玄孫の関係にあることを言うのではないだろうか。もしそうだとすれば、『廣遠葉譜』の世系圖では、本来、葉伸から葉時に至る間の世代が（世代数も含め）不明だったところに、別の世系を組み込んだという可能性すら見えてくる。葉伸から葉時までの世系は、葉伸以前の世系ほど明瞭な矛盾が観察されるわけではないが、このような世代数に対する疑問があり、『葉志信生誌』などその他の史料には見えない人物についてどれほど信頼できるか未知数であることを指摘しておきたい。『廣遠葉譜』の記載する可封派世系の世代数が少ないという問題は、圖1を見ても明らかである。33世に置かれる葉時は12世紀半ばに生まれ、13世紀初頭に活動した人物だが、これは彪派では35世に置かれる人物の活動年代と概ね一致する。道派可浚系ではその時期の人物は36世以降に置かれるので（例えば37世の葉適(1150–1223)）もはや圖1の範囲では記述されていない。

なお、この伸と時との間にある人名のうち「葉仲愈」に関しては、『成化杭州府志』および『萬曆錢塘縣志』に「少師葉仲愈墓」が見える¹¹⁹⁾。これは杭州錢唐縣下に所在する墓であるが、葉伸の家系は伸のとき杭州にやってきて葉時の晩年に嘉興に遷るまで杭州に家があったことをふまえると、これが『廣遠葉譜』が記載する仲愈であり、やはり葉伸、葉時らと血縁関係があるということも考えられる。ただ、なぜ「少師」という稱號をもつか等、不明な点もある。その1世代上の「景」字を字輩とする景裕兄弟については、現時点では何も情報が得られていない。

2.2.4 同輩および後裔

2.2節の最後に、葉時以下の世系について一瞥しておく。

葉隆禮の父德穎については『葉志信生誌』に「宋宣義郎（宣議郎）、監行在編估局門、贈朝散郎」とある以上の情報は何も見出せない。『廣遠葉譜』で隆禮の父が德和とされているのはやはり誤りだろう。

ているから、ここでも景裕に對してそのような操作があったとすれば、ここで論じていることは考えなくてよいということになる。

119) 『成化杭州府志』卷46墳墓：「少師葉仲愈墓，在錢塘縣大慈鄉赤山。」；『萬曆錢塘縣志』紀制・墓：「少師葉仲愈墓〔在大慈鄉赤山。〕」

『廣遠葉譜』では隆禮に端禮という弟がいることが記されている。葉端禮という人名は、『隆慶平陽縣志』に寶祐5年（1257）任の知縣として見え、その年次からこれがこの隆禮の弟とされる人物に對應すると考えられる。

『廣遠葉譜』は葉仲系を35世までしか記載しないため、その後裔についての情報は得られないが、前述の『葉志信生誌』をはじめとするいくつかの史料から隆禮以下の世系についても確認することができる。

その『生誌』によれば、葉志信（字伯遜，一字誠之，號雨窻）は隆禮の側室の子だという¹²⁰⁾。寶祐5年（1257）10月6日に生まれ、天曆2年（1329）3月に73歳で亡くなった。隆禮に他に子があったかは不明である。志信は恩蔭によって徳祐元年（1275）に將仕郎（選人10階中の最下階）の寄祿官を得たが、その翌年には首都臨安が元軍の攻撃により陥落し、宋朝は事実上滅亡した。宋朝滅亡後、志信は元朝に仕えることなく、在野で一生を終えた。

志信には、節性と成性という2人の男児があったことが『生誌』に見える¹²¹⁾。

その次の世代に、6世祖葉時の『禮經會元』を出版した葉廣居がいる。徐伯齡『蟬精雋』巻8「葉龍溪詩」にはその経歴が載せられているが、それによれば、葉廣居（字居仲，號自得齋）は雨窻居士（葉志信）の孫だというから、志信の子節性か成性のどちらかの子で、隆禮の曾孫ということになる。廣居は元末に江浙儒學副提舉を務めた人物で、『自得齋集』という詩文集があったというが、この文集の序文を書いた魏驥（1374-1471）によると、この葉廣居の文集を出版したのは廣居の後裔で葉仲の16世孫に当たる明人の葉盛（字維新）である¹²²⁾。ここから、隆禮の家系が少なくとも明代までは續いていたことが確認できる。

120) 『蟬精雋』巻8「雨窻翁生誌」：「居士，寶文側室之子。」

121) 『葉志信生誌』によれば、前妻である新安汪氏（樞密使汪勃の5世孫）が亡くなった後で娶った戴氏が生んだ子とある。

122) 〔明〕魏驥『南齋先生魏文靖公摘稿』巻5序「自得齋詩文集序」：「『自得齋詩文集』者，錢唐葉盛維新集其祖元浙江儒學提舉公之所著也。惟葉初括蒼之松陽人，以維新之十六世祖銀青府君居元祐黨籍，持節濤江，遂為杭人。後遷嘉禾，其子孫青紫蟬聯，儒術相業，在宋盛時，人鮮與儷。公生於其族。」

3 葉隆禮事蹟考

3.1 葉隆禮關聯書畫資料

葉隆禮は書畫收藏家の側面も持ち合わせており、現存する書畫作品の中には隆禮の自筆による題跋や鑑藏印をもつものがある。このことは従来、書畫藝術の分野では全く注目されてこなかったわけではないが、これに歴史資料としての積極的な意味を見出して有効に活用した研究は未だかつてないように思われる。筆者の調査したところでは、繪畫作品2點、書作品2點に葉隆禮の題跋か收藏印もしくはその兩方を認めることができた。以下ではまず、それらの作品について簡単に紹介したい。

3.1.1 顧愷之畫『列女仁智圖』

清内府の舊藏で、『石渠寶笈初編』卷32御書房5に「晉顧凱之『列女圖』一卷」として著録されている。顧宏義（2017）はそこから題跋を引用しているが、そのために所藏印など實物でしか確認できない情報が利用できていない。その實物はいま北京の故宮博物院に所藏されており、同院の公式ウェブサイトでも閲覽することができる¹²³⁾。これは晉の顧愷之の真作ではなく、南宋人の摹本と審定されている。著名な作品のため寫真を収録する書籍は多いが、題跋部分を含む卷全體を見ることができるのは中國古代書畫鑑定組（1997：28-33）や徐邦達（2015b：38-41）等に限られる。

葉隆禮題跋は、「寶慶改元端月人日」（寶慶元年（1225）正月7日）の日付のある新安汪注題跋に續けて、同一の尾紙に書かれている。隆禮跋に關聯する汪注題跋も含めて以下に著録する：

晉顧虎頭『烈女傳圖』，元跋一十五變四十／九人，男廿四、女廿一、童子四。歷歲深遠，／流落遺脫。僕偶得真蹟，僅存八變，男／十五、女九、童子四，總廿八人，缺七變廿有乙人。／後於盛文肅公耳孫家見有蟬翼／紙臨本，止一十四變，男女童子總四十四，／亦少一變，缺五人。卷末有元友、方回、曾逢／原、葉夢得跋，因求假摹寫，以補真／蹟之缺處，且併錄四跋于后。寶慶改／元端月人日，新安汪注

123) <https://www.dpm.org.cn/collection/paint/228747.html>（最終閲覽日：2022年11月11日）

宋卿識。

以續摹補真蹟之闕，徒使／後人有貂不足之誚，乃撒／去而重裝之，殘璜斷璧，夫／豈以多為貴哉。隆禮題。

隆禮題跋の後（左）には「士則」白文方印（圖5）と「元祐御史之家」朱文方印（圖6）が捺されている¹²⁴⁾。「士則」は後に引用する史料によっても知られるように葉隆禮の字である。また、「元祐御史之家」は、元祐黨籍にも入り、元祐年間に殿中侍御史を任じられた（実際には受けていないが）葉伸を始祖にもつ家系であることを意味し、この題跋を書いた隆禮が紛れもなく件の葉隆禮であることが判明する。



〔圖5〕



〔圖6〕
(筆者によるトレース畫像)



〔圖7〕



〔圖8〕

3.1.2 李公麟畫『龍眠山莊圖』

これも清内府舊藏の繪畫で、『石渠寶笈續編』卷53寧壽宮藏10に「李公麟『山莊圖』一卷」として著録される。そこには葉隆禮題跋も録されているが、顧宏義（2017）では紹介されていない。李公麟『龍眠山莊圖』として最もよく知られているのは臺北の故宮博物院現藏のものだが、葉隆禮題跋を有するのは北京の故宮博物院所藏のものである。李公麟は北宋の人だが、現代に傳わる『龍眠山莊圖』はいずれも李公麟の真蹟ではなく後代の摹本という（徐邦達 1984: 195）。北京故宮藏畫は目にする機會が少ないが、Harrist, Jr. (1998) の卷末の illustrations 1.1-1.12 に題跋を含めた全體を確認で

124) 「元祐御史之家」印は、この尾紙の左側が後代に切り取られたため、実際には左端がやや切れている。

きる寫真が、また徐邦達（2015b: 252-253）にも卷全體が収録されている。葉隆禮題跋部分については徐邦達（2015b: 254）に最も鮮明な寫真が収録されている。

葉隆禮題跋は本紙に續く初めの尾紙に書かれている：

右山莊圖與敘文，皆龍眠居士李公公麟字伯時／真蹟。公居舒之龍眠山，有李公寅字亮工、李冲元／字元中，亦龍眠人。三公行藝卓特，志同誼合，相親愛如手足。同年登進士第，未老賦閑，逍遙于山南／山北，人稱為「龍眠三李」。此圖乃葉石林家世傳之／寶，漁村居士葉隆禮得之，因為賦詩：

龍眠山中春晝長，碧桃始華梅猶香。他人不如我／同姓，嬉遊步步相攜將。或然聯轡度深窈，亦或憩／磴聽淋浪。茶甌在手飛瀑入，花片落面回風翔。厖／眉出林報有客，談玄列坐來壺觴。坡頭采筐新薺／綠，美茹還勝羹豚羊。堂虛几淨寫芸軸，若非繪事／應詩章。晚棹扁舟歸對床，明朝風雨亦山莊。人間／行路鹹羊腸，長安信美非吾鄉。平生丹鷄誓三友，／歲寒茂悅同行藏。浮雲富貴遽脫屣，方當頭黑顏／未蒼。燈前掩卷長太息，淵明漸老三徑荒。

此詩寶祐戊午所賦，景定壬戌九日闕于宜春／寓舍，悵然有感，改數語別書之。

隆禮題跋が書かれた尾紙には題跋の前（右）に九疊篆の「樞密院編修印」朱文方印と、同じく九疊篆の「太常寺印」朱文方印が上下に捺され、題跋の後（左）に「葉隆禮士則父」朱文方印（圖7）と「鮫邨」朱文方印（圖8、「鮫」は「漁」の異體字、「邨」は「村」の正字）が捺されている¹²⁵⁾。「漁村」は上記題跋中に「漁村居士葉隆禮」とあるように葉隆禮の號である。厲鶚『宋詩紀事』や『四庫全書總目提要』など清代の文獻では「漁林」とするものがあるが、これら自筆資料や所藏印から「漁村」が正しいことが證明される¹²⁶⁾。

125) 他にも前後に各1印が捺されるが、押印年代の異なる新しいものなので省略する。

126) 『宋詩紀事』卷66・葉隆禮：「隆禮，號漁林，嘉興人，淳祐七年進士，官建康府西廳通判，改國子監簿。」；『四庫全書總目』卷50史部6・別史類・『契丹國志』二十七卷：「隆禮，號漁林，嘉興人，淳祐七年進士，由建康府通判，歷官秘書丞，奉詔撰次遼事為此書。」余嘉錫（1958）の指摘するように『四庫提要』の記事は『宋詩紀事』に據ったものと考えられ、その誤りを踏襲するが、『宋詩紀事』が據ったと考えられる『至元嘉禾志』卷31題詠・嘉興縣所收「煙雨樓」詩では「漁林葉隆禮」（清鈔本），「葉隆禮〈漁村〉」（道光刊本），「葉隆禮」（號の註記なし，四

また、本紙の左下には「士則」印の左半だけが残っているが、これは顧愷之『列女仁智圖』題跋に見える「士則」印（圖5）と同じものであり、兩作品の所蔵者が同一人物であることが確かめられる。

題跋の内容に関して興味深いのは、葉隆禮がこの『龍眠山莊圖』を葉夢得（石林）の子孫の家から入手したとしているところで、ここに語られていることが事実ならば葉隆禮と葉夢得との家系のつながりを知ることでできる史料として貴重である。歴史資料として見た場合の価値については後述する。

3.1.3 趙孟堅書『梅竹詩譜』

やはりこれも清内府舊蔵のもので、『石渠寶笈續編』卷36御書房蔵1に「趙孟堅自書『梅竹三詩』一卷」として著録される。顧宏義（2017）はこれを明の朱存理『珊瑚木難』に著録されるものから引用しているが、これも實物が現代まで伝わっているので、直接現物を見た方がよい。この書は現在、米國メトロポリタン美術館の所蔵となっており、同館の公式ウェブサイトで公開されている¹²⁷⁾。書籍では翁萬戈（2018: 103-107）に寫真がある。

趙孟堅（字子固）と葉隆禮は同時代人であり、この作品は孟堅の真蹟である。葉隆禮題跋は他にも多數の題跋がある中の一つとして見られる：

吾友趙子固，以諸王孫負晉宋／間標韻。少遊戲翰墨，愛作蕙／蘭，酒邊花下，率以筆硯自隨。人／求畫，與無靳色，往往得之易，藏／之多，人亦未之寶也。晚年步驟／逃禪，工梅竹，咄咄逼真。予自江／右歸，頗悟逃禪筆意，將與之／是正，而子固死矣。鄉人云：子固近日／聲價頓偉，片紙可直百千。予／未敢謂信。一日鬻書者攜數／紙來少室，果印所聞，豈人情／不貴於所有，而貴於所無耶。皇／甫君 步驟子固者也，出子固論／畫真蹟一卷及其所自作蕙蘭，／躍然而觀，感慨係之，吁子固不可／作矣，得彷彿子固者斯可矣。皇／甫君其勉之。咸淳丁卯五月晦／日

庫本）と版本によってまちまちであり、『宋詩紀事』の種本ですでに「漁林」と誤っていた可能性がある。なお、『廣遠葉譜』では「愚村」に作る（「漁」と「愚」は同音）。

127) <https://www.metmuseum.org/art/collection/search/40285>（最終閲覧日：2022年11月11日）

隆禮書于春詠堂。

題跋の最後、「隆禮」と小書きした署名の上に重ねるかたちで「葉隆禮士則父」朱文方印が捺されている。これが李公麟『龍眠山莊圖』題跋に見える印（圖7）と一致するので、この題跋の作者が李公麟『龍眠山莊圖』さらには顧愷之『列女仁智圖』の題跋の作者とも同じ人物であることが判る。また、上記3作品に見られる葉隆禮題跋は、それぞれの筆蹟がかなり異なる印象を與えるが、自署における「隆禮」の特徴的な「隆」字の字體などは一致しており、別人が書いたというよりも同一個人がそれぞれの文脈に應じて書體を選んで書いているというふう理解可能と考える。

3.1.4 褚遂良書『文皇哀冊』

最後に、題跋は見られないが、上記李公麟『龍眠山莊圖』や趙孟堅『梅竹詩譜』に見られる「葉隆禮士則父」印（圖7）が捺されている作品として褚遂良『文皇哀冊』を指摘しておく。まず、この書について清の顧復『平生壯觀』卷1 褚遂良條には次のようにある：

文皇哀冊。硬黃紙。紹興丙辰十二月初五日臣米友仁審定跋五行六十餘字。宋濂、陳深、吳寬、錢穀、周天球、王世貞、王世懋跋。宋文憲云：「温潤似虞，結體則法右軍，人徒見所書，或與薛稷類，遂疑之。不知先哲有兼人之才，而作字初不拘一體。張顛善草書，至其小楷，極端謹有法，觀登善者，宜以是求之。」吳文定云：「於「大行」與「崩」字皆加塗改，蓋當入前代御府，為上諱耳。」王弇洲以字有米意為疑。前「葉士則隆禮圖書」「岳浚仲遠」「史鑑之章」，後有「紹興」「機暇清玩之印」及舊印五、六。

顧復の言う「葉士則隆禮圖書」印は、少なくとも上記で見た3點の葉隆禮題跋では用いられていなかった。一方、楊守敬『鄰蘇園法帖』卷7所收の褚遂良『文皇哀冊』は、本文の前に（下から）「葉隆禮士則父」朱文方印、「岳浚仲遠」朱文方印、「史鑑之章」白文方印、「子孫保之」白文方印、「西山村人」白文方印があり、また約60字の「紹興

丙辰十二月初五日臣米友仁審定」跋をもつ點などで『平生壯觀』の記す「硬黃紙」本とよく似ている。『平生壯觀』の硬黃紙本と『鄰蘇園法帖』の種本は共通の淵源をもつと考えられ、「葉士則隆禮圖書」印はおそらく「葉隆禮士則父」印の誤解と考えてよい。

3.2 葉隆禮の事蹟

以下では、従來の研究で利用されてきた文獻資料に、以上で紹介した書畫資料と、先行研究では利用されていない若干の文獻資料を加えて、葉隆禮の事蹟を探る。

3.2.1 科擧登第

葉隆禮について遡って確認できる最も早い事歴は、科擧登第に關わるものである。臨安府（杭州）、嘉興府（秀州）、處州の各地誌の進士題名において理宗淳祐7年（1247）の條目中に葉隆禮の名を見出すことができる¹²⁸⁾。なお、すでに見てきたように處州松陽は葉伸の代までの祖籍地で、臨安府も祖父葉時の代までの居住地であり、葉時が晩年に遷居した嘉興府嘉興縣が隆禮の育った郷里であると考えられる。下で見るように本人は「嘉禾葉隆禮」と名乗っている（「嘉禾」は嘉興の美稱）。

2.2.3節では隆禮の祖父葉時の生年が紹興24年（1154）前後と推定され、2.2.4節では子志信の生年が寶祐5年（1257）であることを見た。兩者の生年を利用すれば、隆禮のごく大雑把な生年を推測することができる。時—德穎—隆禮—志信の4代でほぼ等間隔で世代交代が行なわれたと假定した場合、隆禮の生年は嘉定年間（1208–24）後半に来る。すると、進士登第は20代後半から30代前半でのことと推測される。

隆禮の進士登第に關して見逃せないのは、この時の科擧の實施責任者（知貢擧）が吳潛（字毅夫，號履齋，1195–1262）であったことである¹²⁹⁾。吳潛との關係はその後の隆禮の官歴を大きく左右する。

128) 『咸淳臨安志』卷61人物2・國朝進士表・理宗淳祐七年丁未張淵微榜；『成化杭州府志』卷39科貢・進士・淳祐七年張淵微榜；『至元嘉禾志』卷15宋登科題名・淳祐七年張淵微榜（清鈔本は「葉龍禮」に誤る）；『嘉興府圖記』卷17人文8選舉・宋進士・淳祐丁未；『崇禎嘉興縣志』卷12選舉志・薦擧科第・淳祐七年丁未科進士；『成化處州府誌』卷9松陽縣誌・科貢・進士・淳祐丁未科。

129) 『宋史全文』卷34理宗4・淳祐7年正月戊寅（24日）條：「以兵部尚書兼侍讀吳潛知貢擧，權兵部侍郎兼直學士院應繇，起居舍人兼國子司業黃自然同知，殿中侍御史周坦監試。」

この年の殿試は5月24日に行なわれ¹³⁰⁾、6月12日に527名の合格者順位発表(唱名)がなされて隆禮も進士の身分を得たが(順位未詳)¹³¹⁾、同月末日、隆禮は同志數名と杭州西胡を訪れ、碑を刻んでいる。顧宏義(2017)は『六藝之一錄』卷110「西胡志碑碣」から引用しているが、これは實物が現存する。この碑文は西湖西湖畔にある靈隱寺の三生石附近にある磨崖碑で、以下の10行を刻む¹³²⁾：

淳祐丁未立／秋二日，天台／李良、夏紹／基，武夷翁／孟寅，金華／何子舉，／
嘉禾葉隆／禮，宛陵吳／琪來游，喜／雨。

磨崖碑に刻まれた6名のうち、葉隆禮のほか金華(婺州(現浙江省金華市)の古名)の何子舉と宛陵(寧國府(舊宣州，現安徽省宣城市)の古名)の吳琪の3名が淳祐7年の進士であることが確認でき¹³³⁾、夙に錢大昕が指摘しているように、彼らは科舉合格者の一行であったと考えられる¹³⁴⁾。この年は大旱の年で¹³⁵⁾、7月3日には進士合格

130) 『宋史全文』卷34 理宗4・淳祐7年5月丙子(24日)條：「御集英殿策進士。」

131) 『宋史全文』卷34 理宗4・淳祐7年6月癸巳(12日)條：「御集英殿，賜正奏名進士張淵微等及第、出身，凡五百二十七人。」

132) 許力等(2019: 135-137)に寫真と拓本が、許力(2022: 33)に拓本が掲載されている。また、この磨崖碑は「李良等題名」等の名で〔清〕孫治『武林靈隱寺誌』卷8雜記・題名，〔清〕李衛等『西湖志』卷28碑碣2，〔清〕丁敬『武林金石記』卷8北山摩崖，〔清〕倪濤『武林石刻記』卷4北山，〔清〕錢大昕『潛研堂金石文跋尾』卷17宋6，〔清〕阮元『兩浙金石志』卷12等に著録されている。

133) 『萬曆金華府志』卷18科第・宋進士・淳祐丁未張淵微榜：「何子舉〔仕至樞密院都丞旨，出知贛州。嘗奉詔察訪江淮招集射陽湖流民。〕；『正德永康縣志』卷5進士・淳祐七年〔丁未科張淵微榜〕：「何子舉〔號寬居。朝散大夫倫子。樞密院都承旨、知贛州。謚文直。〕；『景定建康志』卷32儒學志5貢士・進士題名・淳祐七年：「吳琪」；『萬曆上元縣志』卷8科貢志・宋進士：「吳琪〔〔淳祐〕七年〕」。

134) 〔清〕錢大昕『潛研堂金石文跋尾』續卷5(卷17宋6)・貞「李良等題名」：「隆禮即撰『契丹國志』者，而『宋史』不見其名、爵、里，遂無攷。讀此刻知為嘉興人。檢『嘉興志』，隆禮淳祐七年進士，則丁未正隆禮登第之歲也。是歲六月癸巳，賜進士張淵微等五百二十七人及第、出身，淵微等以闕雨請免瓊林賜宴，故此題有「喜雨」之語。李良諸人殆皆新進士，與隆禮為同年生歟。」

135) 『宋史全文』卷34 理宗4・淳祐7年3月庚午(17日)條：「命從臣一人禱雨于天竺山。」；同年5月己未(7日)條：「禱雨于天地、宗廟、社稷。」；同年6月己酉(28日)條：「詔：「旱勢日甚，怛于朕懷。……。」」

者の祝賀會である瓊林宴の中止が決定されることにもなる¹³⁶⁾。その状況下での「喜雨」を刻んだ碑文である。

この摩崖碑は重要な意味をもつ。何子舉については後に觸れるが、ここでは吳琪に注目したい。この人物は、吳潛の長兄源の子として『宣城吳府族譜』（筆者未見）に見える吳琪と同一人物と考えられる（湯華泉 2020: 221）。筆者は先の報告資料において、吳琪が建康府（現江蘇省南京市）の進士題名に記載されていることを根據として碑文の文字は「金陵吳琪」が正しく、「宛陵吳琪」は誤りであるとみなした。しかしながら、碑刻の拓本および寫真で判断するかぎり、当該部分はかなり摩耗が進み判讀が困難なものの、やはり「宛」に讀め、「金」とは讀めない。多くの書籍がこの碑文を著録する中で、「金陵」とするのは康熙刊『武林靈隱寺誌』のみで、他は諸書そろって「宛陵」としていることが何よりの證左であろう。ところで、吳潛は『宋史』卷 418 吳潛傳に「宣州寧國人」とあるように寧國府（宣州）の人とされる一方で、『中興館閣續錄』卷 8 官聯下に「建康府溧水人」とあるように建康府溧水縣（現南京市溧水區、高淳區）の人ともされる。吳潛は嘉定 10 年（1217）の進士狀元であるが、登科の記録も建康府と寧國府の兩地誌に見られ、それは吳潛の父柔勝や兄淵、子璞についても同様である¹³⁷⁾。その背景には、吳潛の祖父丕承の宣州から建康溧水への遷居と父柔勝の宣州宣城縣への還居がある¹³⁸⁾。宣城への還居後も籍貫は建康府に残しており、吳柔勝以下、みな建

136) 『宋史全文』卷 34 理宗 4・淳祐 7 年 7 月甲寅（3 日）條：「進士及第張淵微等言：「天久不雨，乞免瓊林錫宴禮。」上從之。」

137) 『景定建康志』卷 32 儒學志 5 貢士・進士題名・淳熙八年黃由榜：「吳柔勝」，嘉定七年袁甫榜：「吳淵」，嘉定十年：「狀元吳潛」，寶祐四年文天祥榜：「吳璞」；『萬曆溧水縣志』卷 1・選舉表・宋進士：「吳柔勝〔勝之。淳熙辛丑黃由榜。官至秘閣修撰。〕」「吳淵〔道父。吳勝之子。嘉定甲戌袁甫榜。官至參知政事。〕」「吳潛〔毅父。柔勝次子，淵之弟。嘉定丁丑狀元。官至丞相。〕」；『萬曆寧國府志』卷 4 選舉表・淳熙辛丑黃由榜：「吳柔勝〔見傳。〕」，嘉定甲戌袁甫榜：「吳淵〔見傳。〕」，同丁丑吳潛榜：「吳潛〔見傳。〕」；『嘉靖寧國縣志』卷 3 人物類・科第：「吳柔勝〔淳熙辛丑黃由榜〕」，「吳淵〔嘉定甲戌袁浦榜〕」，「吳潛〔嘉定乙丑狀元登第。後徙居宣城。〕」；『嘉慶宣城縣志』卷 13 選舉・進士・淳熙辛丑黃由榜：「吳柔勝〔溧水籍。『通志』屬宣城。見儒林傳。〕」，嘉定甲戌袁甫榜：「吳淵〔見名臣傳。〕」，同丁丑榜：「吳潛〔是科及第。見名臣傳。『寧國縣志』載徙居宣城。〕」

138) 『嘉靖寧國府志』卷 8 人文紀中・宣城・吳柔勝：「字勝之，本寧國縣人。長游郡學，遂卜居宣城。父丕〔承〕嘗贅金陵，柔勝因用溧水貫登宋淳熙辛丑進士。」；〔南宋〕曹彥約『昌谷集』卷 20 墓誌「秘閣修撰吳勝之墓誌銘」：「勝之，諱柔勝，家本姑蘇，八世祖徙宣城，以儒為業。嘉祐中，……。崇、觀中，……。後徙建康之溧水，至之始，擢淳熙辛丑進士第。……後得歸故里，

康府籍で科擧を受験したことは、寶祐4年（1256）の進士である吳潛の子璞の登科録に「本貫建康汝水【溧水の誤】、寄居寧國府」とあることによって判る¹³⁹⁾。以上をふまえると、吳琪が建康府の登科題名に記載される一方で宛陵人を稱するのは、吳琪が吳丕承の子孫であり、すなわち吳潛の近親者であることをはっきりと示している。勿論、吳潛の子として知られる璞、琳らと字輩が共通することもその證左となる。よって、吳潛が吳琪の叔父であるという族譜の記載は認めてよいであろう。ここに、葉隆禮らのグループと吳潛との明確な關聯を見出すことができる。

3.2.2 流謫まで

淳祐7年（1247）6月の進士登第後、初めて葉隆禮の任官を確認できるのは同10年（1250）10月着任の建康府（現江蘇省南京市）西廳の通判である。着任時の寄祿官は承奉郎（京官5階中の第4階、正九品）であった¹⁴⁰⁾。進士登第で迪功郎（選人第7階、從九品）を得、3考を満たす前に早々に薦擧人を集めて京官に改官したというそれまでの経緯を想定することができる¹⁴¹⁾。建康府の通判に關しては、前後の時期を通觀すると、朝官以上か京官最高位の宣教郎の寄祿官を有する人物が充てられることがほとんどで、承奉郎での通判就任は異例であり、有力な後ろ盾の存在が窺える。なお、このころ吳潛は、淳祐9年（1249）12月に同知樞密院事兼參知政事となっており、同11年3月には參知政事に、そして同年11月には宰相職である右丞相兼樞密使となる¹⁴²⁾。

建康府通判着任の1年4ヵ月後（四庫本に據れば4ヵ月後）の淳祐12年（1252）（四庫本では同11年（1251））2月には中央に轉じて國子監主簿に就いている。淳祐12年7月時點でもその職にあったことは『宋史全文』の記事から知られるが¹⁴³⁾、その後、

家宣城西門。」

139) 『寶祐四年登科録』第五甲第一百五十六人 吳璞。

140) 『景定建康志』卷24 官守志一・通判廳・西廳壁記：「葉隆禮〔承奉郎。淳祐十年十月到任。至十二年二月改除國子監簿離任。〕」（文淵閣四庫本は「十二年」を「十一年」に作る。）

141) 梅原（1985: 32）の選人改官一覽表を參照。

142) 『宋史全文』卷34 理宗4・淳祐9年12月乙巳條：「詔吳潛除同知樞密院事兼參知政事，禮部尚書徐清叟為端明殿學士、簽書樞密院事。」；同卷淳祐11年3月戊寅條：「以謝方叔知樞密院、參知政事，吳潛參知政事，徐清叟同知樞密院事。」；同卷淳祐11年甲寅條：「以謝方叔為左丞相，吳潛為右丞相，並兼樞密使。」

143) 『宋史全文』卷34 理宗4・淳祐12年7月庚寅條：「以諸路水災，令學士院降詔遣使分郡賑恤。」

數年間の葉隆禮の足取りは摺めなくなる。

次に明確な期日が判明するのは、理宗開慶元年（1259）10月の兩浙路轉運判官への着任である¹⁴⁴⁾。ただ、従来活用されてこなかった次の2種類の史料によって、その前職についても明らかにすることができる。一つは、慶元府（舊明州，現浙江省寧波市）の郡守（判慶元府）を寶祐4年（1256）9月から開慶元年（1259）8月まで丸3年勤め上げた吳潛が¹⁴⁵⁾、自らの治績を記録させた『開慶四明續志』（開慶元年刊）である。その巻11, 12に收められる吳潛の詞集（履齋詩餘）には判慶元府時代に詠んだものが載録されているが、その中の2首に、「隔浦蓮〔和葉編修士則韻〕」¹⁴⁶⁾、「八聲甘州〔賡葉編修俛壽之詞〕」¹⁴⁷⁾と註されたものがある。士則是葉隆禮の字であり、湯華泉（2020）の編年によれば、前者は開慶元年8月の吳潛の離任に際して葉隆禮が贈った詞に對して和韻したもの、後者は同年5月4日の吳潛の生日を祝する葉隆禮の詞に對して和韻したものである（いずれも葉隆禮が吳潛に贈った詞の方は残っていない）。ここから當時、隆禮が何らかの「編修官」に就いていたことが判る。

ここでもう一つの史料として、3.1.2節で紹介した李公麟『龍眠山莊圖』が意味をなす。葉隆禮題跋の書かれた尾紙の題跋より前（左）の部分には、「樞密院編修印」と「太常寺印」という2つの官印が捺されている。徐邦達（1984: 196）はこのうちの前者について、本紙に「江陰邱文定公孫圖書」印があり、邱文定（邱壘）が南宋寧宗朝で同知樞密院事に就いていることから、そのことと關聯づけて理解しようとするが、同知樞密院事と樞密院編修官が直ちに結びつくわけではなく、また、位置から見ても葉隆禮と關聯づけて説明するのが最も自然である。葉隆禮題跋によれば、隆禮がこの『龍眠

詔曰：「……。」於是遣諸軍計院師輿往建、邵、南劍，國子監簿葉隆禮往嚴、衢、信，登開檢院胡大昌往婺、處、台，告敕凡一百道，分遣有差。」

144) 『咸淳臨安志』卷50 秩官8・兩浙轉運：「葉隆禮〔開慶元年十月為運判，十一月知臨安府。〕」

145) 『寶慶四明志』卷1 敘郡上・郡守・吳潛の項參照。

146) 『開慶四明續志』卷11 詩餘上：「隔浦蓮〔和葉編修士則韻〕／蘭棹環城數疊，霧雨侵簾箔。翠竹交加蒼樹，幽鳥聲聲如答。葦岸游綠鴨。暮山合，天際濃雲罨，水周匝。提攜一醉，濁賢清聖歡洽。瀛洲美景，盡道東南都壓。今日愁顏回笑頰。飛屣，且將萱草歸插。」

147) 『開慶四明續志』卷11 詩餘上：「八聲甘州〔賡葉編修俛壽之詞〕／向鄞江、面熟是薰風，吹燕麥鳧葵。賴君王洪福，河清海晏，物阜人熙。想見拳帷使者，隨處採聲詩。羨高禽增弋，離〔去聲〕貼天飛。飛到蒼雲深處，便斂收毛羽，望暮林歸。可以人不若，剗地挂征衣。且招呼、麴生為友，對槐陰、時唱兩三卮。今宵好，如鉤佳月，放出光輝。」

山莊圖』を入手して詩を詠んだのは寶祐戊午6年(1258)のことだという。題跋には景定壬戌3年(1262)の年次もあるが、後述のようにその時に隆禮が官印を捺すことは不可能であるので、この印は寶祐6年當時の隆禮の官職と關聯づけて理解すべきであろう。上の史料と併せ考えるならば、これはその年に葉隆禮が樞密院編修官と太常寺の役職(太常寺丞か)を兼ねていたことを示していると考えられる。湯華泉(2020)の編年が正しければ、翌開慶元年8月にも(少なくとも樞密院編修官については)この職にあったと考えられ、兩浙路運判の前職がこれらの官職であったことが推定される。

葉隆禮は兩浙運判に着任して間もなく、開慶元年(1259)11月1日付で首都臨安(現浙江省杭州市)の知府(兼軍器少監)に遷っている¹⁴⁸⁾。就任時には隆禮の階官は朝散郎(文臣寄祿官30階中の第21階、正七品)となっており、貼職として直秘閣を帯びていた。翌閏11月2日に磨勘(勤務評定)により2資轉じて朝奉大夫(第19階、從六品)となり¹⁴⁹⁾、年が明けた景定元年(1260)正月1日には兼職する軍器監のポストが少監から監に昇格した¹⁵⁰⁾。そして、翌2月6日には直寶文閣を帯びて知紹興府兼浙東安撫使に轉出した¹⁵¹⁾。

ところが、葉隆禮は紹興府(現浙江省紹興市)に赴任した2ヵ月後の4月26日には早くも後任に引き継いで知府を離れることとなった¹⁵²⁾。このころ吳潛は、判慶元府の任期を終えた2ヵ月後の開慶元年(1259)10月から再び宰相(左丞相兼樞密使)に起用され、景定元年4月まで宰相を務めるが¹⁵³⁾、これが隆禮の知臨安府就任や知紹興府

148) 『咸淳臨安志』卷49 秩官7・葉隆禮・開慶元年己未條:「台州人。十一月一日,以朝散郎、直秘閣、兩浙運判,除軍器少監兼知。」余嘉錫(1958:269)が指摘するように、「台州」は「秀州」(嘉興府舊名)の誤寫である。

149) 『咸淳臨安志』卷49 秩官7・葉隆禮・開慶元年己未條:「閏十一月二日磨勘,轉朝奉大夫。」

150) 『咸淳臨安志』卷49 秩官7・葉隆禮・景定元年庚申條:「正月一日,除軍器監,兼職仍舊。」

151) 『咸淳臨安志』卷49 秩官7・葉隆禮・景定元年庚申條:「二月六日,隆禮除直寶文閣,知紹興府。」

152) 『寶慶會稽續志』卷2・安撫題名:「葉隆禮,景定元年二月,以朝奉大夫除直寶文閣知。十六日到任,四月二十六日交割以次官離任。」

153) 『宋史』卷36 理宗6・開慶元年10月壬申(2日)條:「丁大全罷,以觀文殿大學士、判鎮江府。以吳潛為左丞相兼樞密使,賈似道為右丞相兼樞密院使。」;景定元年4月戊戌(1日)條:「左丞相吳潛罷,行諫議大夫沈炎之言也。」

離任とほぼ重なるのは偶然ではあるまい。

吳潛の宰相罷免をめぐっては、もう一人の宰相賈似道の勢力との黨争があった。吳潛は宰相を罷免されてから3ヵ月後の景定元年（1260）7月には前宰相丁大全とともに「欺君無君之罪」ありとして建昌軍（現江西省撫州市南城縣）へ謫居處分となり、次いで潮州（現廣東省潮州市）へ、さらに循州（現廣東省河源市）へと移され、景定3年（1262）6月に當地で歿する¹⁵⁴。殃禍は吳潛の黨人にも及び、吳潛の宰相罷免とともに多数の配流者が出ていたことが『宋史全文』の次の記事から窺われる。その中に葉隆禮と何子舉の名もある：

二月壬子朔，詔：「吳潛、丁大全懷姦誤國，既速天誅。朋附實繁，遷謫亦久，宜示寬恩。」令尚書省日下具兩黨人斟酌輕重。丙辰，刑部言：「吳潛、丁大全兩黨人內已量移程沐、胡用存、程垎、石正則、吳泳、汪洵之並自便，永不敘用。倪屋量移信州，張棻饒州，章公權撫州，任伯鳳建寧府，葉隆禮徽州，何子舉押歸本貫，吳衍撫州，翁應弼臨江軍，趙時詰衡州，劉錫瑞州，王立愛信州，程若川建昌軍。袁玠、沈翥、方大猷、徐敏子難以量移。」尋臺臣及給舍疏，乞收回吳衍、翁應弼、趙時詰、葉隆禮、何子舉、劉錫、王立愛、石正則量移之命，遇赦永不放還。內時詰、子舉、衍、應弼、立愛、正則各更奪一秩。錫已追毀出身，仍各於見謫州軍居住。並從之。

（『宋史全文』卷36 理宗6・景定4年條）

ここには吳潛の黨人と丁大全の黨人が混じて列挙されていると考えられるが、これまで論じたところによって葉隆禮と何子舉が吳潛の黨人であったことは間違いない。これまでの葉隆禮の官途には絶えず吳潛の影があったと言える。

3.2.2 流謫以後

上に引いた『宋史全文』の記事では、理宗皇帝による配流者への處分輕減を求める

154) 『宋史』卷36 理宗6・景定元年7月辛卯條：「詔丁大全奪官三等，居住南安軍，吳潛褫職罷祠，奪二秩，居住建昌軍。」；同年10月壬戌條：「詔吳潛居住潮州，以監察御史桂錫孫之言也。」；景定2年4月己酉條：「詔吳潛居住循州。」；景定3年6月壬辰條：「以吳潛歿于循州，許令歸葬。」

聖旨に沿うかたちで刑部から「量移」（遠方への配流者をより近い土地へ移すこと）の措置の提言があったが、臺官や給事中、中書舍人からの求めによって、葉隆禮ら特定人の措置については撤回された。従って隆禮は徽州（現安徽省黃山市）へは移っていないが、この記事によって隆禮の配流地が徽州よりもさらに遠方であったことが判る。その地については、顧宏義（2017）も引いている周密の『浩然齋雅談』卷上に「葉隆禮士則謫居袁州」云々とあることによって袁州（現江西省宜春市）であったことが判る。この史料には具體的な年次は見えないが、3.1.2節で紹介した李公麟『龍眠山莊圖』の葉隆禮題跋では、隆禮は景定壬戌3年（1262）に袁州宜春縣（現宜春市袁州区）の寓舎にあって、かつて中央で官途にあった寶祐戊午6年（1258）に詠んだ詩を見返して「悵然有感」の氣分に浸っている。つまり、この史料は隆禮が景定3年に袁州にいたことを明確に示すとともに、當時の隆禮の置かれた状況をよく表わしている。なお、3.1.3節で見た趙孟堅『梅竹詩譜』の咸淳丁卯3年（1267）葉隆禮題跋に「予自江右歸」とあるのも、隆禮の左遷地が江右すなわち江西であったことを示している。

そののち、葉隆禮は咸淳元年（1265）9月には郷里の嘉興府で『進士題名序』を草しており¹⁵⁵⁾、その段階ですでに謫居が解けて歸郷が許されていたことが判る。これは、顧宏義（2017）が想定するように、景定5年（1264）10月に理宗が崩じ、度宗が即位したことに伴う大赦の結果であったと考えるのがよいように思われる。

また、顧宏義（2017）は葉隆禮が咸淳5年（1269）に平江府（現江蘇省蘇州市）の通判東廳の正堂を重修していることから¹⁵⁶⁾、そのとき平江府で官途にあったと推測している。これが葉隆禮の具體的な動靜について判る最後の史料でもある。

隆禮の卒去の時期についても顧宏義（2017）に考證がある。隆禮の子志信の『生誌』には「夙喪其父，事嫡母盡禮」とあり、寶祐5年（1257）生まれの志信が成人前に父を亡くしていたことが判るため、隆禮の卒去は南宋末の徳祐元年（1275）以前だと推定される。おそらくは咸淳年間（1265-74）後期に歿したのだろう。

155) 『至元嘉禾志』卷16 碑碣1・録事司「進士題名序」。序中で「前進士葉隆禮」と名乗り、末尾に「咸淳改元九月吉日書」と記す。

156) 『正徳姑蘇志』卷22 官署中：「通判東廳，在郡治西。紹興九年，白彥惇建。十六年，時衍之撰題名記。咸淳五年，葉隆禮重脩正堂，目曰敬簡。廳西有琵琶泉，小丘嵌巖曰西施洞，淳熙十一年，魏仲恭葺洞門，作捧心亭。」文中に見える白彥惇も魏仲恭も平江府通判であった。

『葉志信生誌』には「湖州烏程縣逸村之吳感山寶文閣公之墓」とあり、隆禮（寶文閣公）の墓が湖州烏程縣（現浙江省湖州市區）の「吳感山」にあったとされている。ただ、地誌にもこの山名は見えず、おそらくは「吳幹山」を指すかと思われる¹⁵⁷⁾。

4 おわりに

本稿では、『契丹國志』の成立過程を探る研究の前提作業として、同書の作者（とされる）葉隆禮の世系と事蹟を解明する作業を行なった。

隆禮の先世については、北宋元祐年間に劉摯の與黨として活動した葉伸がその始祖として認識されていたことを複数の史料が示す。さらにそれ以前、もしくはより広い範囲での同族関係を知ることのできる好材料のように見える『卯峰廣遠葉氏宗譜』は、数々の問題が潜んでいることが明らかとなった。同族譜が記載する葉伸以下の隆禮先世系譜も、果たしてどれほど史實と整合的なものかは定かでない。

隆禮の事蹟については、隆禮が所藏者であった等の経緯から自筆の題跋や鑑藏印が残る書畫資料を紹介した上で、それらを他の文献資料とも併せ用いて、不明確な部分が多い隆禮の事蹟の一部を新たに掘り起こした。顧宏義（2017）では葉隆禮の吳潛の黨人という性格が明らかにされていたが、それをふまえて本稿ではさらに幾つかの隆禮と吳潛との関聯を示す史料を提示した。

本稿の作業によって直接的に葉隆禮が『契丹國志』の作者か否かを示す事実が露呈したわけではないが、この作業が『契丹國志』研究にとって一定の貢献があるものと信ずる。

参考文献

【史料】

〔北宋〕徐鉉『徐公文集』：民國8年（1919）南陵徐乃昌覆〔宋〕紹興19年（1149）刊本；李振中校注本（北京：中華書局，2018年）。

〔北宋〕宋祁『景文集』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，

157) 『弘治湖州府志』卷6山川：「吳幹山，在縣西南三十里」；『崇禎烏程縣志』卷2山墟・南境之山：「吳幹山〔縣南三十里〕」。あるいは、烏程縣からは距離があるが、湖州德清縣の「吳憾山」か。

- 1978年影印).
- 〔北宋〕余靖『武溪集』：〔明〕成化9年（1473）刊本（北京圖書館古籍珍本叢刊，北京：書目文獻出版社，1998年影印）。
- 〔北宋〕曾鞏『隆平集』：ハーバード燕京圖書館藏〔明〕萬曆26年（1598）刊本；「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本二集，臺北：臺灣商務印書館，1971年影印）；王瑞來校證本（北京：中華書局，2012年）。
- 〔北宋〕劉摯『忠肅集』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）；裴汝誠、陳曉平點校本（北京：中華書局，2002年）。
- 〔北宋〕黃庭堅『豫章黃先生文集』：「四部叢刊初編」影印〔南宋〕乾道間（1165–73）刊本（上海：商務印書館，1919年）。
- 〔北宋〕黃庭堅『宋黃文節公文集』：劉琳、李勇先、王蓉貴點校本（北京：中華書局，2021年）。
- 〔北宋〕米芾『畫史』：臺北國家圖書館藏明仿宋刊本；谷贊校注本（太原：山西教育出版社，2018年）。
- 〔北宋〕晁補之『鷗肋集』：「四部叢刊初編」影印〔明〕崇禎8年（1635）刊本（上海：商務印書館，1919年）。
- 〔北宋〕畢仲游『西臺集』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）。
- 〔南宋〕葉夢得『石林詩話』：上海文物保管委員會藏元刊本（北京：中華書局，1958年影印）；遼銘昕校注本（北京：人民文學出版社，2011年）。
- 〔南宋〕葉夢得『避暑錄話』：中國國家圖書館藏〔明〕嘉靖32年（1553）鈔本；日本國立公文書館藏〔明〕萬曆間（1573–1620）刊本；徐時儀校點本（上海：上海古籍出版社，2012年）。
- 〔南宋〕楊時『龜山先生集』：中國國家圖書館藏〔明〕正德12年（1517）刊本；林海權校理本（北京：中華書局，2018年）。
- 〔南宋〕葉夢得『石林燕語』：臺北國家圖書館藏〔明〕正德元年（1506）刊本；侯忠義點校本（北京：中華書局，1984年）。
- 〔南宋〕曾慥『類說』：〔明〕天啓6年（1626）刊本（北京：文學古籍刊行社，1955年影印）；王汝濤等校注本（福州：福建人民出版社，1996年）。
- 〔南宋〕汪藻『靖康要錄』：臺北國家圖書館藏明鈔本；王智勇箋注本（成都：四川大學出版社，2008年）。
- 〔南宋〕馬純『陶朱新錄』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本；「墨海金壺」影印〔清〕嘉慶13年（1808）刊本（上海：博古齋，1921年）；程郁整理本（『全宋筆記』第5編10，鄭州：大象出版社，2012年所收）。
- 〔南宋〕葉夢得『巖下放言』：中國國家圖書館藏明鈔本；中國國家圖書館藏〔清〕乾隆間（1736–95）鈔本；徐時儀整理本（『全宋筆記』第2編9，鄭州：大象出版社，2006年所收）。
- 〔南宋〕張擴『東窗集』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本初集，上海：商務印書館，1934–35年影印）。
- 〔南宋〕佚名氏『紹興十八年同年小錄』：民國12年（1923）南陵徐乃昌覆〔明〕弘治4年（1491）刊本（宋元科舉三錄）。
- 〔南宋〕葉夢得『石林居士建康集』：中國國家圖書館藏明末鈔本。
- 〔南宋〕葉夢得『石林家訓』：〔清〕宣統3年（1911）葉氏觀古堂刊「石林遺書」本。
- 〔南宋〕張邦基『墨莊漫錄』：「四部叢刊三編」影印明鈔本（上海：商務印書館，1936年）；孔凡禮點校本（北京：中華書局，2002年）。
- 〔南宋〕葉廷珪『海錄碎事』：〔明〕萬曆26年（1598）刊本（臺北：新興書局，1969年影印）；李

- 之亮校點本（北京：中華書局，2002年）。
- 〔南宋〕李燾『續資治通鑑長編』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本；上海師範大學古籍整理研究所、華東師範大學古籍整理研究所點校本（北京：中華書局，2004年）。
- 〔南宋〕洪邁『夷堅志』：民國16年（1927）上海涵芬樓刊本；何卓點校本（北京：中華書局，2006年）。
- 〔南宋〕談鑰『嘉泰吳興志』：民國3年（1914）南林劉氏嘉業堂刊本。
- 〔南宋〕正受『嘉泰普燈錄』：建仁寺兩足院藏南北朝覆鎌倉刊本（『五山版中國禪籍叢刊第1卷 燈史1』京都：臨川書店，2012年影印）；秦瑜點校本（上海：上海古籍出版社，2014年）。
- 〔南宋〕李心傳『建炎以來繫年要錄』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）；胡坤點校本（北京：中華書局，2013年）；辛更儒點校本（上海：上海古籍出版社，2018年）。
- 〔南宋〕周南『山房集』：中國國家圖書館藏〔清〕乾隆間（1736-95）鈔本。
- 〔南宋〕岳珂『程史』：「中華再造善本」影印宋刊元明遞修本（北京：北京圖書館出版社，2005年）；吳企明點校本（北京：中華書局，1981年）。
- 〔南宋〕王象之『輿地紀勝』：景宋鈔本（續修四庫全書，上海：上海古籍出版社，2002年影印）；李勇先校點本（成都：四川大學出版社，2005年）。
- 〔南宋〕葉適『水心先生文集』：「四部叢刊初編」影印〔明〕正統13年（1448）刊本（上海：商務印書館，1919年）；劉公純、王孝魚、李哲夫點校本（北京：中華書局，1961年）。
- 〔南宋〕張昞『寶慶會稽續志』：〔清〕嘉慶13年（1808）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）；「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本七集，臺北：臺灣商務印書館，1977年影印）。
- 〔南宋〕徐天麟『東漢會要』：「中華再造善本」影印〔南宋〕寶慶2年（1226）刊本（北京：北京圖書館出版社，2004年）。
- 〔南宋〕胡榘、羅濬『寶慶四明志』：「中華再造善本」影印宋刊本（北京：北京圖書館出版社，2003年）。
- 〔南宋〕曹彥約『昌谷集』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本初集，臺北：臺灣商務印書館，1934-35年影印）。
- 〔南宋〕『平江圖』碑：拓本、綫描本（『蘇州古城地圖集』蘇州：古吳軒出版社，2004年）。
- 〔南宋〕范成大（纂修），汪泰亨（增修）『紹定吳郡志』：「中華再造善本」影印宋刊元修本（北京：北京圖書館出版社，2003年）。
- 〔南宋〕葉時『禮經會元』：臺北國立故宮博物院圖書文獻館藏〔元〕至正26年（1366）刊本。
- 〔南宋〕真德秀『西山先生真文忠公文集』：「四部叢刊初編」影印〔明〕正德間（1506-21）刊本（上海：商務印書館，1919年）。
- 〔南宋〕李心傳『道命錄』：明刊本（四庫全書存目叢書，濟南：齊魯書社；臺南永康：莊嚴文化事業，1996年影印）；朱軍點校本（上海：上海古籍出版社，2016年）。
- 〔南宋〕崔輿之『崔清獻公全錄』：〔明〕嘉靖13年（1534）刊本（四庫全書存目叢書，濟南：齊魯書社；臺南永康：莊嚴文化事業，1996年影印）。
- 〔南宋〕佚名氏『寶祐四年登科錄』：民國12年（1923）南陵徐乃昌覆〔明〕嘉靖間（1522-66）刊本（宋元科舉三錄）。
- 〔南宋〕陳振孫『直齋書錄解題』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）；徐小蠻、顧美華點校本（上海：上海古籍出版社，1987年）。
- 〔南宋〕楊仲良『皇宋通鑑長編紀事本末』：中國國家圖書館、臺北國家圖書館藏清鈔諸本。

- 〔南宋〕徐自明『宋宰輔編年錄』：中國國家圖書館藏〔明〕萬曆46年（1618）刊本；王瑞來校補本（北京：中華書局，1986年）。
- 〔南宋〕梅應發、劉錫『開慶四明續志』：「中華再造善本」影印〔南宋〕開慶元年（1259）刊本（北京：北京圖書館出版社，2003年）。
- 〔南宋〕李幼武『四朝名臣言行錄（宋名臣言行錄別集）』：臺北國家圖書館藏〔明〕萬曆35年（1607）刊本。
- 〔南宋〕馬光祖（修），周應合（纂）『景定建康志』：〔清〕嘉慶6年（1801）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）；「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本九集，臺北：臺灣商務印書館，1979年影印）。
- 〔南宋〕陳騭、佚名『中興館閣錄·續錄』：臺北國家圖書館藏〔宋〕嘉定間（1208-24）刊，咸淳間（1265-74）增刊本；張富祥點校本（北京：中華書局，1998年）。
- 〔南宋〕潛說友『咸淳臨安志』：靜嘉堂文庫藏宋刊本。
- 〔南宋〕葉隆禮『契丹國志』：「中華再造善本」影印元刊本（北京：北京圖書館出版社，2005年）；賈敬顏、林榮貴點校本（北京：中華書局，2014年）。
- 〔南宋〕周密『浩然齋雅談』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本別集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）；孔凡禮點校本（北京：中華書局，2010年）。
- 〔元〕佚名『宋史全文』：「中華再造善本」影印元刊本『宋史全文續資治通鑑』（北京：國家圖書館出版社，2006年）；汪聖鐸點校本（北京：中華書局，2016年）。
- 〔元〕單慶（修），徐碩（纂）『至元嘉禾志』：〔清〕袁氏貞節堂藍格鈔本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）；〔清〕咸豐7年（1857）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1984年影印）；「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本八集，臺北：臺灣商務印書館，1978年影印）。
- 〔元〕陸友仁『研北雜志』：中國國家圖書館藏明末刊本。
- 〔元〕脫脫『宋史』：「百衲本二十四史」影印〔元〕至正6年（1346）殘刊本及〔明〕成化16年（1480）刊本（上海：商務印書館，1937年）；「點校本二十四史」點校本（北京：中華書局，1977年）。
- 〔明〕魏驥『南齋先生魏文靖公摘稿』：〔明〕弘治11年（1498）刊本（北京圖書館古籍珍本叢刊，北京：書目文獻出版社，1995年影印）。
- 〔明〕葉盛『水東日記』：中國國家圖書館藏〔明〕嘉靖32年（1553）刊本；臺北國家圖書館藏〔明〕崇禎間（1628-44）刊本；魏中平校點本（北京：中華書局，1997年）。
- 〔明〕夏時正（修），陳讓（纂）『成化杭州府志』：〔明〕成化11年（1475）刊本（四庫全書存目叢書，濟南：齊魯書社；臺南永康：莊嚴文化事業，1996年影印）。
- 〔明〕郭忠（修），劉宣（纂）『成化處州府志』：日本國立國會圖書館藏〔明〕成化22年（1486）刊本。
- 〔明〕徐伯齡『蟬精雋』：「文淵閣欽定四庫全書」鈔本（四庫全書珍本二集，臺北：臺灣商務印書館，1971年影印）。
- 〔明〕黃仲昭（纂修）『八閩通志』：〔明〕弘治4年（1491）刊本（北京圖書館古籍珍本叢刊，北京：書目文獻出版社，1988年影印）。
- 〔明〕王珣（修），汪翁儀（纂）『弘治湖州府志』：〔明〕弘治4年（1491）刊本（四庫全書存目叢書，濟南：齊魯書社；臺南永康：莊嚴文化事業，1996年影印）。
- 〔明〕葉志道（纂修）『休寧陪郭葉氏世譜』：上海圖書館藏〔明〕弘治4年（1491）刊本。
- 〔明〕鄧淮（修），王瓚（纂）『弘治溫州府志』：〔明〕弘治16年（1503）刊本（天一閣藏明代方志選刊續編，上海：上海書店，1990年影印）。

- 〔明〕林世遠（修），王鏊（纂）『正德姑蘇志』：〔明〕正德元年（1506）刊本（天一閣藏明代方志選刊續編，上海：上海書店，1990年影印）。
- 〔明〕胡楷（纂修）『正德永康縣志』：〔明〕嘉靖元年（1522）刊本（天一閣藏明代方志選刊續編，上海：上海書店，1990年影印）。
- 〔明〕黎晨（修），李默（纂）『嘉靖寧國府志』：〔明〕嘉靖15年（1536）刊本（天一閣藏明代方志選刊，上海：上海古籍書店，1982年影印）。
- 〔明〕楊佩（纂修）『嘉靖衡州府志』：〔明〕嘉靖15年（1536）刊本（天一閣藏明代方志選刊，上海：上海古籍書店，1982年影印）。
- 〔明〕張孚敬（纂修）『嘉靖溫州府志』：〔明〕嘉靖16年（1537）刊本（天一閣藏明代方志選刊，上海：上海古籍書店，1981年影印）。
- 〔明〕趙瀛（修），趙文華（纂）『嘉興府圖記』：〔明〕嘉靖28年（1549）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔明〕范鎬（纂修）『嘉靖寧國縣志』：〔明〕嘉靖28年（1549）刊本（天一閣藏明代方志選刊續編，上海：上海古籍書店，1990年影印）。
- 〔明〕沈朝宣（纂修）『嘉靖仁和縣志』：〔清〕光緒19年（1893）錢塘丁氏刊本（武林掌故叢編）。
- 〔明〕徐獻忠『吳興掌故集』：〔明〕嘉靖39年（1560）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔明〕朱東光（修），侯一元（纂）『隆慶平陽縣志』：〔明〕隆慶5年（1571）刊〔清〕康熙間（1662-1722）增補鈔本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔明〕陳俊（修），沈懋學（纂）『萬曆寧國府志』：日本國立國會圖書館藏〔明〕萬曆5年（1577）刊本（日本藏中國罕見地方志叢刊，北京：書目文獻出版社，1992年影印）。
- 〔明〕王懋德（修），陸鳳儀（纂）『萬曆金華府志』：〔明〕萬曆6年（1578）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔明〕熊子臣（修），何鐘（纂）『栝蒼彙紀』：〔明〕萬曆7年（1579）刊本（四庫全書存目叢書，濟南：齊魯書社；臺南永康：莊嚴文化事業，1996年影印）。
- 〔明〕凌迪知『古今萬姓統譜』：臺北國家圖書館藏〔明〕萬曆7年（1579）刊本。
- 〔明〕吳仕詮（修），黃汝金（纂）『萬曆溧水縣志』：中國國家圖書館藏〔明〕萬曆7年（1579）刊本。
- 〔明〕姜師閔（修），賴汝霖（纂）『萬曆景寧縣志』：中國國家圖書館藏〔明〕萬曆16年（1588）刊本。
- 〔明〕程三省（修），李登（纂）『萬曆上元縣志』：中國國家圖書館藏〔明〕萬曆22年（1594）刊本。
- 〔明〕聶心湯（纂修）『萬曆錢塘縣志』：日本國立公文書館藏〔明〕萬曆36年（1608）刊本。
- 〔明〕宋奎光（纂修）『崇禎寧海縣志』：〔明〕崇禎5年（1632）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔明〕羅焯（修），黃承昊（纂）『崇禎嘉興縣志』：〔明〕崇禎10年（1637）刊本（日本藏中國罕見地方志叢刊，北京：書目文獻出版社，1991年影印）。
- 〔明〕劉沂春（修），徐守綱（纂）『崇禎烏程縣志』：日本國立國會圖書館藏〔明〕崇禎11年（1638）刊本（日本藏中國罕見地方志叢刊，北京：書目文獻出版社，1991年影印）。
- 〔清〕佟慶年（修），胡世定（纂）『順治松陽縣志』：日本國立公文書館藏〔清〕順治11年（1654）刊本。
- 〔清〕孫治（初輯），徐增（重修）『武林靈隱寺誌』：〔清〕康熙11年（1672）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）；〔清〕光緒14年（1888）錢塘丁氏刊本（武林掌故叢編）。
- 〔清〕張皇輔（修），錢喜選（纂）『康熙青田縣志』：日本國立公文書館藏〔清〕康熙25年（1686）

- 刊本。
- 〔清〕陳鵬年（修），徐之凱（纂）『康熙西安縣志』：日本國立公文書館藏〔清〕康熙39年（1700）刊本。
- 〔清〕葉長馥（纂修）『吳中葉氏族譜』：上海圖書館藏〔清〕康熙間（1662-1722）刊本。
- 〔清〕丁敬『武林金石記』：民國5年（1916）遜齋金石叢書刊本（石刻史料新編，臺北：新文豐出版，1977年影印）。
- 〔清〕曹掄彬（修），朱肇濟（纂）『雍正處州府志』：〔清〕雍正11年（1733）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔清〕李應機（修），張阜（纂）『雍正景寧縣志』：中國國家圖書館藏〔清〕雍正13年（1735）刊本。
- 〔清〕李衛（修），傅王露（纂）『西湖志』：〔清〕雍正13年（1735）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1983年影印）。
- 〔清〕稽曾筠（修），沈翼機（纂）『雍正浙江通志』：〔清〕乾隆元年（1736）刊本（中國省志彙編，臺北：京華書局，1967年影印）。
- 〔清〕張照『石渠寶笈』：〔清〕乾隆9年（1744）鈔本（故宮珍本叢刊，海口：海南出版社，2001年影印）。
- 〔清〕厲鶚『宋詩紀事』：〔清〕乾隆11年（1746）刊本；「文淵閣欽定四庫全書」鈔本。
- 〔清〕徐景熹（修），魯曾煜（纂）『乾隆福州府志』：〔清〕乾隆19年（1754）刊道光19年（1839）補刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1967年影印）。
- 〔清〕紀昀『四庫全書總目』：〔清〕乾隆47年（1782）武英殿刊本（臺北：臺灣商務印書館，1983年影印）；魏小虎編撰本（『四庫全書總目彙訂』上海：上海古籍出版社，2012年）。
- 〔清〕王杰『石渠寶笈續編』：〔清〕乾隆58年（1793）鈔本（故宮珍本叢刊，海口：海南出版社，2001年影印）。
- 〔清〕倪濤『武林石刻記』：臺北國家圖書館藏舊鈔本（石刻史料新編，臺北：新文豐出版，1979年影印）。
- 〔清〕錢大昕『潛研堂金石文跋尾』：〔清〕嘉慶10年（1805）刊本（續修四庫全書，上海：上海古籍出版社，2002年影印）；〔清〕光緒10年（1884）潛研堂全書重刊本（石刻史料新編，臺北：新文豐出版，1977年影印）。
- 〔清〕阮元『兩浙金石志』：〔清〕道光4年（1824）刊本（石刻史料新編，臺北：新文豐出版，1977年影印）。
- 〔清〕葉根（纂修）『余姚孝義虹橋葉氏宗譜』：上海圖書館藏〔清〕道光7年（1827）刊本。
- 〔清〕葉萬春（纂修）『卯峰廣遠葉氏宗譜』：上海圖書館藏〔清〕道光11年（1831）刊本。
- 〔清〕徐松（輯）『宋會要輯稿』：民國25年（1936）國立北平圖書館影印館藏稿本；劉琳、刁忠民、舒大剛、尹波等校點本（上海：上海古籍出版社，2014年）。
- 〔清〕葉廷珩『吹網錄』：同治8年（1869）刊本；黃永年校點本（瀋陽：遼寧教育出版社，1998年）。
- 〔清〕葉聖祿（纂修）『金華雅畷葉氏宗譜』：上海圖書館藏〔清〕同治10年（1871）刊本。
- 〔清〕支恒椿（修），丁鳳章（纂）『光緒松陽縣志』：〔清〕光緒元年（1875）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1975年影印）。
- 〔清〕潘紹詒（修），周榮椿（纂）『光緒處州府志』：〔清〕光緒3年（1877）刊本（中國方志叢書，臺北：成文出版社，1974年影印）。
- 〔民國〕華錦泉（纂修）『施公山葉氏宗譜』：上海圖書館藏民國10年（1921）刊本。
- 〔民國〕呂耀鈺（修），高煥然（纂）『民國松陽縣志』：民國14年（1925）刊本（中國地方志集成，上海：上海書店，1993年影印）。

【研究論著】

- 方建新 (1991a) 「葉夢得事蹟考辨」『文獻』1991年第1期, 102-117頁。
- 方建新 (1991b) 「避暑錄話考略」『杭州大學學報』第21卷第3期, 61-69頁。
- 龔延明、祖慧 (2005) 『宋登科記考』南京: 江蘇教育出版社。
- 龔延明、祖慧 (2014) 『宋代登科總錄』桂林: 廣西師範大學出版社。
- 顧宏義 (2017) 「葉隆禮事跡考」『杭州師範大學學報 (社會科學版)』2017年第1期, 79-83頁。
- 李錫厚 (1981) 「葉隆禮和《契丹國志》」『史學史研究』1981年第4期, 65-70, 64頁。
- 李裕民 (1990) 『四庫提要訂誤』北京: 書目文獻出版社。
- 劉浦江 (1992) 「關於《契丹國志》的若干問題」『史學史研究』1992年第2期, 59-63, 65頁 (『遼金史論』323-334頁, 瀋陽: 遼寧大學出版社, 1999年再錄)。
- 中嶋敏 (1994) 「宋進士登科題名錄と同年小録」『汲古』第26號, 33-46頁 (『東洋史學論集 續編』101-125頁, 東京: 汲古書院, 2002年に再録)。
- 中嶋敏 (1995) 「宋進士登科題名錄と同年小録」追論『汲古』第27號, 58-61頁 (『東洋史學論集 續編』126-132頁に再録)。
- 齋藤茂ほか (譯注) (2014) 『夷堅志』譯注 甲志上 東京: 汲古書院。
- 上海圖書館 (編) (2000) 『上海圖書館館藏家譜提要』上海: 上海古籍出版社。
- 上海圖書館 (編) (2008) 『中國家譜總目』上海: 上海古籍出版社。
- 湯華泉 (2020) 『吳潛詞編年箋注』南京: 鳳凰出版社。
- 梅原郁 (1985) 『宋代官僚制度研究』京都: 同朋舎出版。
- 王文勝 (2015) 『吳語處州方言的歷史比較』北京: 中國社會科學出版社。
- 王兆鵬 (2003) 「葉夢得年譜」吳洪澤、尹波主 (主編) 『宋人年譜叢刊』第6冊, 3883-4000頁 (原載『兩宋詞人年譜』臺北: 文津出版社, 1994年)。
- 翁萬戈 (2018) 『顧洛阜原藏中國歷代書畫名跡考釋』上海: 上海人民美術出版社。
- 徐邦達 (1984) 『古書畫偽訛考辨』南京: 江蘇古籍出版社。
- 徐邦達 (2015a) 『徐邦達集 10: 古書畫偽訛考辨 1』北京: 故宮出版社。
- 徐邦達 (2015b) 『徐邦達集 11: 古書畫偽訛考辨 2』北京: 故宮出版社。
- 許力 (2022) 「宋代士大夫西湖摩崖遊山題記輯略」『西泠藝叢』2022年第5期, 21-36頁。
- 許力、韓天雍、邵群 (編著) (2019) 『西湖摩崖萃珍一百品』杭州: 杭州出版社。
- 葉放 (2012) 「試論葉適的祖居地及其譜系的傳承與延續——謹以此文紀念葉適誕辰 860周年」吳光、洪振寧 (主編) 『葉適與永嘉學派』370-377頁, 杭州: 浙江人民出版社。
- 吉本道雅 (2012) 「契丹國志疏證」『京都大學文學部研究紀要』第51號, 1-69頁。
- 余嘉錫 (1958) 『四庫提要辨證』北京: 科學出版社。
- 鍾夢迪 (2019) 「松陽葉氏祭祖考察及其啓示」『非物質文化遺產研究集刊』第12輯, 210-222頁。
- 中國古代書畫鑑定組 (編) (1997) 『中國繪畫全集 第1卷 戰國—唐』中國美術分類全集, 北京: 文物出版社。
- 周夢江 (2006) 『葉適年譜』杭州: 浙江古籍出版社。

〔附記〕本研究は日本學術振興會科學研究費 (研究活動スタート支援「契丹語と遼代漢語の雙方向的研究」課題番號 20K21956 および若手研究「契丹文字墓誌資料の文獻學的・言語学的研究」課題番號 22K13114) の助成を受けたものである。